

ねり事の国保

令和3年度（2021年度）

令和2年度実績

練馬区 区民部 国保年金課・収納課

目 次

1	国民健康保険制度のしくみ	1
2	財政	2
3	被保険者	5
	(1) 国民健康保険の被保険者	5
	(2) 被保険者の加入状況	6
	(3) 練馬区人口と国保被保険者の年齢別構成比	7
	(4) 被保険者の構成比	8
	(5) 外国人被保険者の加入状況	9
	(6) 理由別増減の内訳	10
4	保険料	11
	(1) 令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）保険料算定方法	11
	(2) 特別区統一保険料の考え方	12
	(3) 保険料収入の推移	14
	(4) 保険料納付方法の状況	17
	(5) 保険料滞納者への督促・催告・滞納処分	18
	<参考> 均等割、所得割、限度額の世帯数と保険料負担割合推移（現年分・本算定時点）	19
	<参考> 保険料階層別の収納率（現年分・令和2年度実績）	19
	(6) 保険料の減額賦課	20
	(7) 非自発的失業者の保険料軽減	21
	(8) 保険料の減免	21
	(9) 東日本大震災の被災者に係る保険料減免	22
	(10) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免	22
5	保険給付	23
	(1) 保険給付のしくみ	23
	(2) 医療費総額の推移	24
	(3) 保険給付費の推移	28
	(4) 療養の給付等（現物給付）	29
	(5) 入院時食事療養費の支給	29
	(6) 療養費の支給（現金給付）	30
	(7) 移送費の支給（現金給付）	31
	(8) 高額療養費等	31
	(9) その他の給付（出産育児一時金等、葬祭費、結核・精神医療給付金）	35
	(10) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	36
	(11) 一部負担金の減免	36
	(12) 東日本大震災に係る一部負担金の減額・免除	37
	(13) 医療費の適正化	37

6	保健事業	40
	(1) 練馬区国民健康保険データヘルス計画	40
	(2) 特定健康診査・特定保健指導	40
	(3) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨	41
	(4) 糖尿病重症化予防事業	41
	(5) 保養施設	41
7	趣旨普及	42
	(1) 印刷物による周知	42
	(2) ねりま区報による周知	42
	(3) ホームページによる案内	43
8	国民健康保険運営協議会	44
9	組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）	46
10	練馬区国民健康保険の沿革	47
11	保険料率等の推移	56
	<資料編>	58
	国民健康保険事業状況報告書（令和2年度）	58

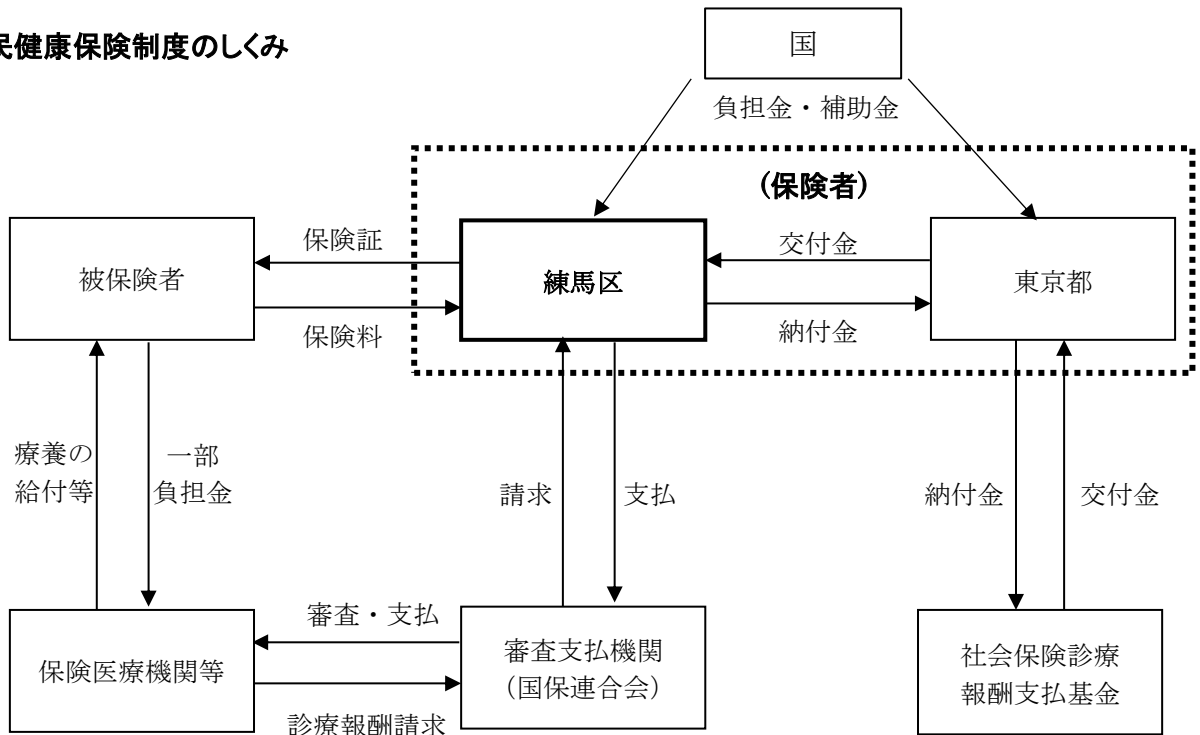
【本書の注意事項】

- 1 実績数値は、特に記載がある場合を除き、令和2年度末現在の数値とする。
- 2 被保険者数、医療費、保険給付費は、特に記載がある場合を除き、令和2年度国民健康保険事業状況報告書（年報）の数値とする。この場合、医療費、保険給付費は返納分を差し引くなどの調整をした数値となるため、決算額と一致しないことがある。
- 3 図表等に記載する金額は原則として千円単位とし、100円の位を四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額が一致しない場合がある。
- 4 百分率は、原則として小数点第3位を四捨五入しているため、総計が100%にならない場合がある。

1 国民健康保険制度のしくみ

国民健康保険は、住民である被保険者を対象として、病気やけがをしたときに保険給付を行い、被保険者の健康の保持増進を図るために設けられた制度である。この制度を運営するための財源は、被保険者が納める保険料と国等からの負担金・補助金によって運営されている支え合いの制度である。

国民健康保険制度のしくみ



東京都と区市町村の役割

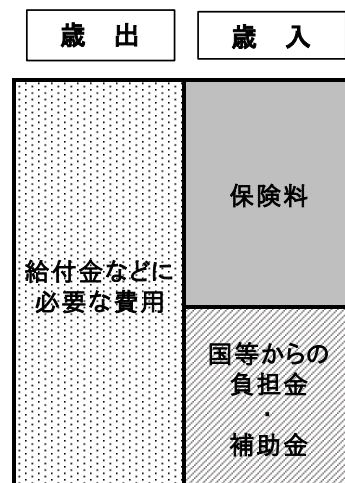
平成30年度から、東京都と区市町村が共同保険者として運営をしている。

東京都は、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、各区市町村は、地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を担っている。

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、都から示された標準保険料率を参考として、条例において保険料率を決定し、賦課・徴収を行う。

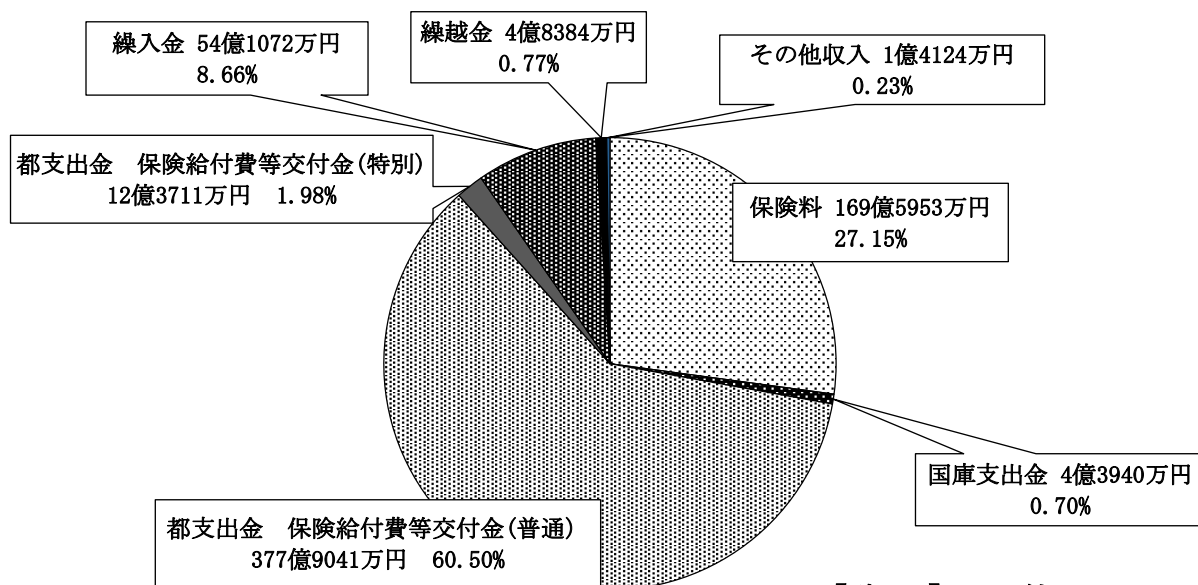
各保険者の財政図(概略)



2 財政

国民健康保険事業に要する経費は、特別会計を設置して管理している。(国民健康保険法第10条)

歳入決算状況および構成図



【歳入】 624億6224万円

(単位：千円)

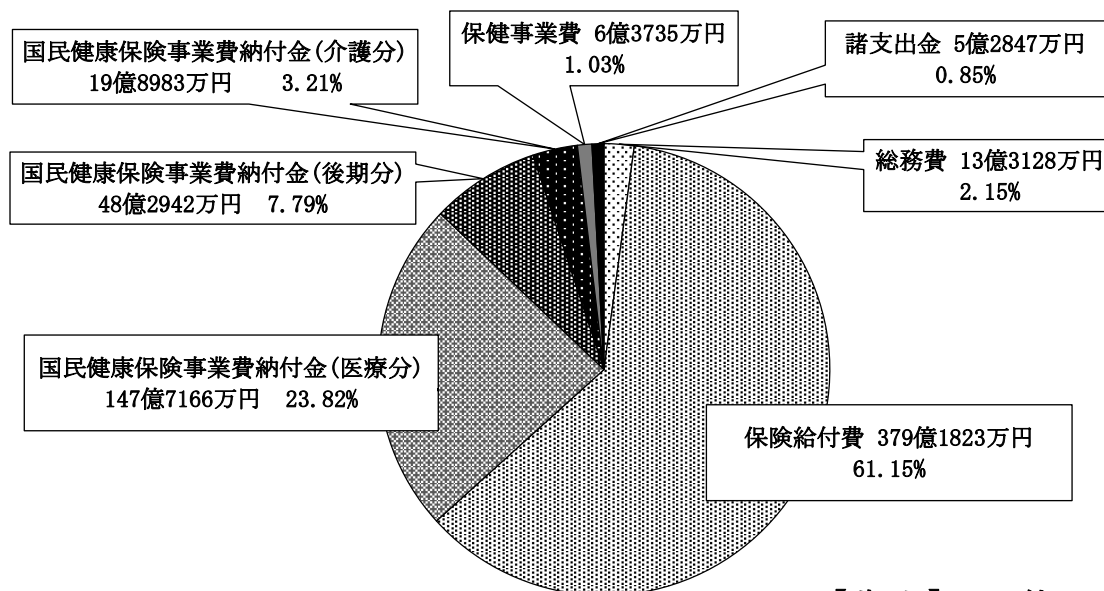
歳入区分	28	29
保険料	18,167,642 (23.03%)	17,869,598 (23.33%)
国庫支出金	15,472,182 (19.61%)	14,952,890 (19.52%)
療養給付費 交付金	683,932 (0.87%)	532,408 (0.70%)
前期高齢者 交付金	11,755,096 (14.90%)	12,966,012 (16.93%)
都支出金	4,369,036 (5.54%)	4,044,431 (5.28%)
共同事業 交付金	19,598,640 (24.84%)	18,423,318 (24.05%)
繰入金	8,178,769 (10.37%)	7,135,834 (9.32%)
繰越金	600,001 (0.76%)	600,001 (0.78%)
その他収入	69,821 (0.09%)	78,107 (0.10%)
計	78,895,120	76,602,600

歳入区分	30	元	2
保険料	17,690,774 (26.65%)	17,300,951 (26.78%)	16,959,530 (27.15%)
国庫支出金	2,240 (0.00%)	22,246 (0.03%)	439,397 (0.70%)
都支出金 保険給付費等 交付金(普通)	40,272,938 (60.67%)	39,703,498 (61.47%)	37,790,409 (60.50%)
都支出金 保険給付費等 交付金(特別)	792,087 (1.19%)	894,595 (1.38%)	1,237,107 (1.98%)
都支出金 財政安定化基 金交付金	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
特別区債 財政安定化基 金貸付金	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
繰入金	6,899,125 (10.39%)	5,960,998 (9.23%)	5,410,717 (8.66%)
繰越金	600,000 (0.90%)	600,000 (0.93%)	483,837 (0.77%)
その他収入	125,058 (0.19%)	111,092 (0.17%)	141,242 (0.23%)
計	66,382,222	64,593,380	62,462,240

令和2年度は、歳入が624億6,224万円、歳出が620億622万円で、前年度と比較して、歳入は21億3,114万円(3.30%)減、歳出は21億332万円(3.28%)減となっている。

なお、交付金の過大交付等により生じる歳入と歳出の差額は、翌年度に繰り越し、返還等を行う。

歳出決算状況および構成図



【歳出】620億622万円

(単位：千円)

歳出区分	28	29
総務費	1,139,987 (1.46%)	1,232,946 (1.62%)
保険給付費	43,482,721 (55.54%)	41,989,101 (55.25%)
後期高齢者支援金等	9,286,822 (11.86%)	8,993,302 (11.83%)
前期高齢者納付金等	6,686 (0.01%)	33,215 (0.04%)
老人保健拠出金	283 (0.00%)	180 (0.00%)
介護納付金	3,854,097 (4.92%)	3,825,309 (5.03%)
共同事業拠出金	19,363,215 (24.73%)	18,553,382 (24.4%)
保健事業費	775,055 (0.99%)	742,260 (0.98%)
諸支出金	386,254 (0.49%)	632,905 (0.83%)
計	78,295,119	76,002,600

歳出区分	30	元	2
総務費	1,244,107 (1.89%)	1,278,830 (1.99%)	1,331,279 (2.15%)
保険給付費	40,142,664 (61.02%)	39,760,502 (62.02%)	37,918,226 (61.15%)
国民健康保険事業費納付金(医療分)	15,740,882 (23.93%)	15,179,621 (23.68%)	14,771,657 (23.82%)
国民健康保険事業費納付金(後期分)	4,979,721 (7.57%)	4,770,526 (7.44%)	4,829,415 (7.79%)
国民健康保険事業費納付金(介護分)	1,992,128 (3.03%)	1,847,701 (2.88%)	1,989,830 (3.21%)
財政安定化基金拠出金	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
保健事業費	704,483 (1.07%)	687,656 (1.07%)	637,346 (1.03%)
諸支出金	978,237 (1.49%)	584,708 (0.91%)	528,471 (0.85%)
計	65,782,222	64,109,543	62,006,225

歳入

保険料		「4 保険料」(11頁)参照	
国庫支出金	国庫補助金	災害臨時特例補助金	東日本大震災被災に伴う保険料および一部負担金等減免に対する臨時特例補助金(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応保険料減免分もあり)
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	オンライン資格確認等導入のためのシステム改修費用に対する補助金
都支出金	都補助金	保険給付費等交付金	国民健康保険事業を持続的・安定的に運営していくための交付金 ・普通交付金(保険給付に必要な費用に対する交付金) ・特別交付金(災害等特別な事情に対する交付金)
		財政安定化基金交付金	災害等の特別な事情により収納不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける交付金 ・財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付
繰入金	保険基盤安定繰入金		・保険料軽減分(一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数×基準単価) ・保険者支援分(一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数×1人当たり平均保険料算定額×一定割合)
	職員給与費等繰入金		総務費など国民健康保険の事務の執行に要する経費分
	出産育児一時金繰入金		出産育児一時金の支給に要する経費分×2/3
	その他一般会計繰入金		その他国民健康保険事業会計の財源不足分の繰入金
特別区債	財政安定化基金貸付金		予期せぬ保険料の収納不足等により財源不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける貸付金

歳出

総務費	職員人件費、事務費等
保険給付費	「5 保険給付」(23頁)参照
国民健康保険事業費納付金	都が国民健康保険事業を運営するために、区市町村が都に納める納付金(医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)
財政安定化基金拠出金	災害等の特別な事情により収納不足となり、基金から財政安定化基金交付金の交付を受けた場合に、交付を受けた翌々年度に交付額の1/3相当額を拠出金として都へ納付する費用
財政安定化基金償還金	予期せぬ保険料の収納不足等により基金から財政安定化基金貸付金の貸付を受けた場合に、償還金の納付にかかる費用
保健事業費	特定健康診査・保健指導にかかる事業費、事務費

3 被保険者

(1) 国民健康保険の被保険者

ア 国民健康保険

練馬区内に住所がある者は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）第5条の規定に基づき、区が運営する国民健康保険の被保険者とされる。ただし、国保法第6条の規定に基づき、つぎのいずれかに該当する者については除かれる。

健康保険法、船員保険法、各種公務員共済組合法等の規定による被保険者または組合員およびその被扶養者

日雇特例被保険者および被扶養者

後期高齢者医療制度（ ）の加入者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

国民健康保険組合の被保険者

その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

後期高齢者医療制度

平成20年4月創設。75歳以上の者と、一定の障害のある65歳から74歳までの者を対象とする。

都道府県単位の広域連合が制度運営を行い、区市町村が保険料徴収等を行う。財源は、保険料のほか現役世代からの支援金、公費で賄われている。

イ 退職者医療制度

昭和59年、当時国民健康保険と被用者保険の給付率に差があったことなどから、退職後の給付率の低下を防止すること、また被用者保険と国民健康保険間の費用負担の不合理を是正するために創設された制度

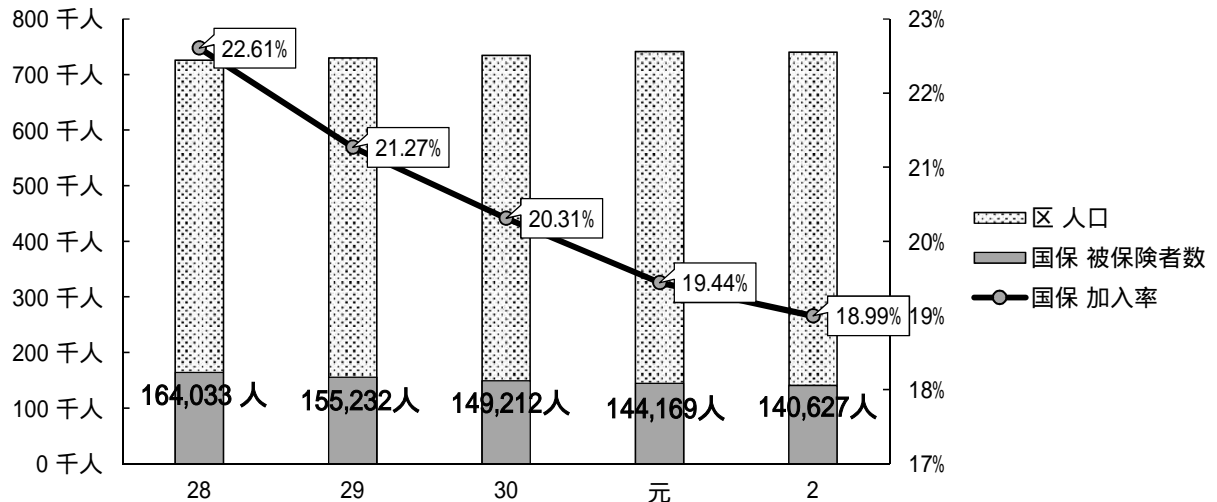
制度の実施に必要な財源は、保険料のほか被用者保険等保険者の拠出により賄われ、対象者は、65歳未満の国保の被保険者であって老齢（退職）年金および通算老齢（退職）年金の受給権者（退職被保険者は、被用者年金加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の者）およびその被扶養者である。

本制度は平成20年3月末で廃止。経過措置が定められており、退職被保険者全員が65歳到達等で一般被保険者となるまで制度として存続する。

(2) 被保険者の加入状況

国保加入者数は、毎年減少の傾向にあり、令和2年度末における加入世帯数は、前年度比1,843世帯減の100,103世帯、被保険者数は、3,542人減の140,627人となっている。

被保険者の加入状況推移（年度末時点）



年度別被保険者等の加入状況（年度末時点）（単位：世帯数・世帯 被保険者数・人）

	国民健康保険					練馬区		
	世帯数	世帯加入率	被保険者数	1世帯当たりの被保険者数	被保険者加入率	世帯数	人口	1世帯当たりの人数
28	109,543	30.19%	164,033	1.50	22.61%	362,845	725,608	2.00
29	106,144	28.85%	155,232	1.46	21.27%	367,911	729,933	1.98
30	103,845	27.79%	149,212	1.44	20.31%	373,661	734,689	1.97
元	101,946	26.80%	144,169	1.41	19.44%	380,349	741,588	1.95
2	100,103	26.20%	140,627	1.40	18.99%	382,008	740,417	1.94

年度別被保険者等の加入状況（年度平均）（単位：世帯数・世帯 被保険者数・人）

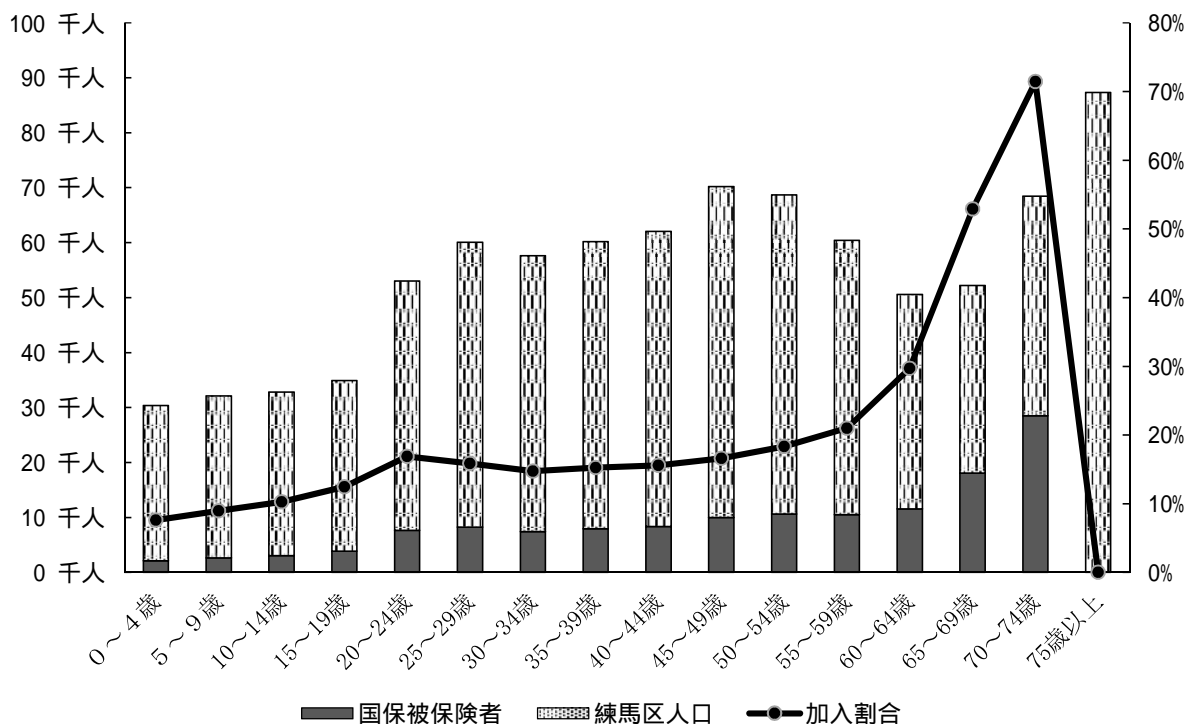
	国民健康保険					練馬区		
	世帯数	世帯加入率	被保険者数	1世帯当たりの被保険者数	被保険者加入率	世帯数	人口	1世帯当たりの人数
28	112,756	31.29%	170,762	1.51	23.61%	360,345	723,221	2.01
29	108,544	29.71%	160,521	1.48	22.05%	365,358	727,948	1.99
30	105,586	28.50%	153,118	1.45	20.91%	370,535	732,407	1.98
元	103,550	27.48%	147,479	1.42	19.98%	376,821	738,138	1.96
2	101,640	26.68%	143,256	1.41	19.33%	380,913	741,136	1.95

(3) 練馬区人口と国保被保険者の年齢別構成比

国民健康保険被保険者数は 140,627 人で、練馬区人口 740,417 人（外国人住民を含む。）に対する割合は 18.99%である。加入割合は、65 歳を過ぎると急激に上昇する。

	国保被保険者	練馬区人口	加入割合
0～4歳	2,150人	28,193人	7.63%
5～9歳	2,636人	29,464人	8.95%
10～14歳	3,057人	29,753人	10.27%
15～19歳	3,869人	31,042人	12.46%
20～24歳	7,660人	45,381人	16.88%
25～29歳	8,214人	51,832人	15.85%
30～34歳	7,405人	50,192人	14.75%
35～39歳	7,970人	52,212人	15.26%
40～44歳	8,375人	53,689人	15.60%
45～49歳	10,005人	60,212人	16.62%
50～54歳	10,636人	58,079人	18.31%
55～59歳	10,489人	49,955人	21.00%
60～64歳	11,579人	39,005人	29.69%
65～69歳	18,069人	34,159人	52.90%
70～74歳	28,513人	39,917人	71.43%
75歳以上	0人	87,332人	0.00%
合計	140,627人	740,417人	

75歳以上は後期高齢者医療制度加入者



(4) 被保険者の構成比

被保険者の構成比では、被保険者に占める70歳以上一般の割合、および、70歳以上現役並の割合が徐々に増加している。一方、被保険者に占める未就学児の割合は減少傾向にある。

被保険者の構成比の推移(年度平均)

(単位:人)

年度・被保険者内訳		一般被保険者		退職被保険者等		合計		前年度比
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
28	被保険者	168,662		2,100		170,762		-4.34%
(再掲)	未就学児	4,680	2.77%	0	0.00%	4,680	2.74%	-7.95%
	前期高齢者	52,440	31.09%			52,440	30.71%	-2.06%
	70歳以上一般	21,525	12.76%			21,525	12.61%	-6.10%
	70歳以上現役並	3,248	1.93%			3,248	1.90%	-7.78%
29	被保険者	159,324		1,197		160,521		-6.00%
(再掲)	未就学児	4,114	2.58%	0	0.00%	4,114	2.56%	-12.09%
	前期高齢者	50,537	31.72%			50,537	31.48%	-3.63%
	70歳以上一般	21,615	13.57%			21,615	13.47%	0.42%
	70歳以上現役並	3,224	2.02%			3,224	2.01%	-0.74%
30	被保険者	152,605		513		153,118		-4.61%
(再掲)	未就学児	3,750	2.46%	0	0.00%	3,750	2.45%	-8.85%
	前期高齢者	48,742	31.94%			48,742	31.83%	-3.55%
	70歳以上一般	22,191	14.54%			22,191	14.49%	2.66%
	70歳以上現役並	3,368	2.21%			3,368	2.20%	4.47%
元	被保険者	147,393		86		147,479		-3.68%
(再掲)	未就学児	3,380	2.29%	0	0.00%	3,380	2.29%	-9.87%
	前期高齢者	47,004	31.89%			47,004	31.87%	-3.57%
	70歳以上一般	22,787	15.46%			22,787	15.45%	2.69%
	70歳以上現役並	3,434	2.33%			3,434	2.33%	1.96%
2	被保険者	143,255		1		143,256		-2.86%
(再掲)	未就学児	3,111	2.17%	0	0.00%	3,111	2.17%	-7.96%
	前期高齢者	46,570	32.51%			46,570	32.51%	-0.92%
	70歳以上一般	23,909	16.69%			23,909	16.69%	4.92%
	70歳以上現役並	3,554	2.48%			3,554	2.48%	3.49%

未就学児：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

前期高齢者：65歳から74歳までの者

65歳以上は退職者医療制度非該当

(5) 外国人被保険者の加入状況

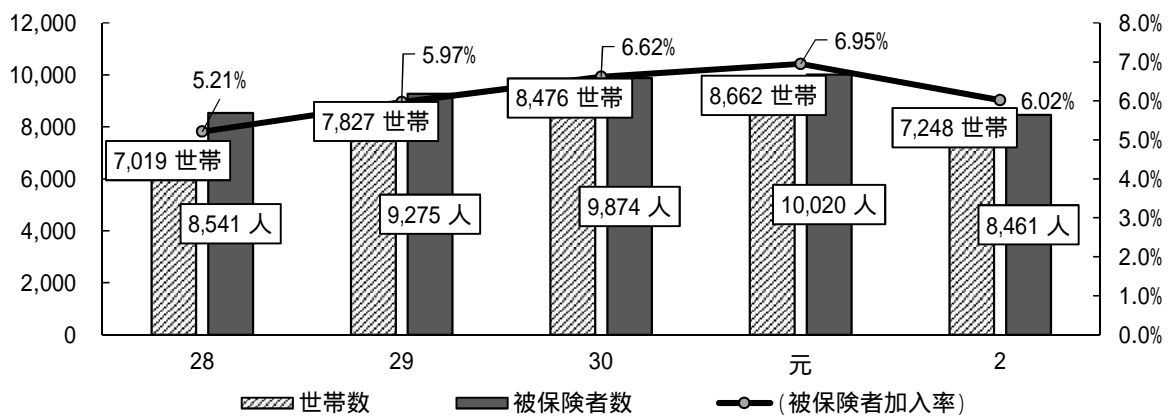
外国人被保険者は令和元年度まで年々増えていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少に転じた。国籍別では中国が半数以上を占めている。

外国人被保険者の加入状況の推移

(単位:世帯・人)

	28	29	30	元	2
世帯数 (世帯加入率)	7,019 (6.41%)	7,827 (7.37%)	8,476 (8.16%)	8,662 (8.50%)	7,248 (7.24%)
被保険者数 (被保険者加入率)	8,541 (5.21%)	9,275 (5.97%)	9,874 (6.62%)	10,020 (6.95%)	8,461 (6.02%)

加入率は年度末における国保世帯(被保険者)に占める国保外国人世帯(国保外国人被保険者)の割合

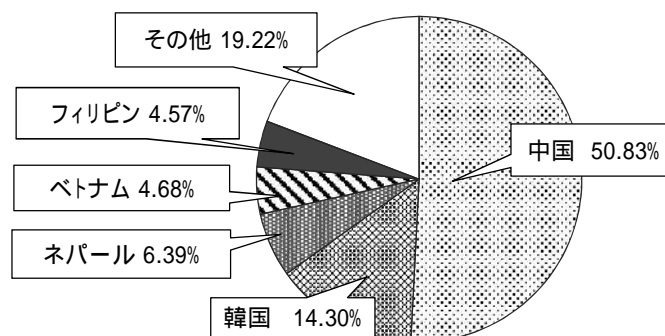


国籍別外国人被保険者の加入状況

(単位:人)

28	29	30	元	2
			中国	中国
			5,198	4,301
			韓国	韓国
			1,553	1,210
			ネパール	ネパール
			515	541
			ベトナム	ベトナム
			432	396
			フィリピン	フィリピン
			404	387
			その他	その他
			1,918	1,626

令和2年度国籍別外国人被保険者の加入割合



(6) 理由別増減の内訳

資格取得の理由は、社会保険離脱および転入によるものが多い。一方、資格喪失の理由は社会保険加入および転出によるものが多い。

資格取得の理由別内訳（年度計）

（単位：人）

	28	29	30	元	2
転入	10,797	10,649	12,985	13,076	9,551
社保離脱	18,750	17,736	18,918	18,715	19,585
生保廃止	474	434	414	403	343
出生	656	589	470	461	393
後期離脱	2	0	0	1	1
その他	3,216	3,514	1,234	1,053	1,193
合計	33,895 (24,359 世帯)	32,922 (24,361 世帯)	34,021 (25,730 世帯)	33,709 (26,155 世帯)	31,066 (23,718 世帯)

資格喪失の理由別内訳（年度計）

（単位：人）

	28	29	30	元	2
転出	10,621	10,636	10,667	10,739	10,029
社保加入	22,660	21,267	19,531	19,216	16,750
生保開始	983	767	784	748	742
死亡	877	857	863	790	806
後期加入	5,789	5,477	5,548	4,680	3,814
その他	2,750	2,719	2,648	2,579	2,467
合計	43,680 (28,541 世帯)	41,723 (27,759 世帯)	40,041 (28,028 世帯)	38,752 (27,774 世帯)	34,608 (25,560 世帯)

(2) 特別区統一保険料の考え方

平成 30 年度の法改正により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。

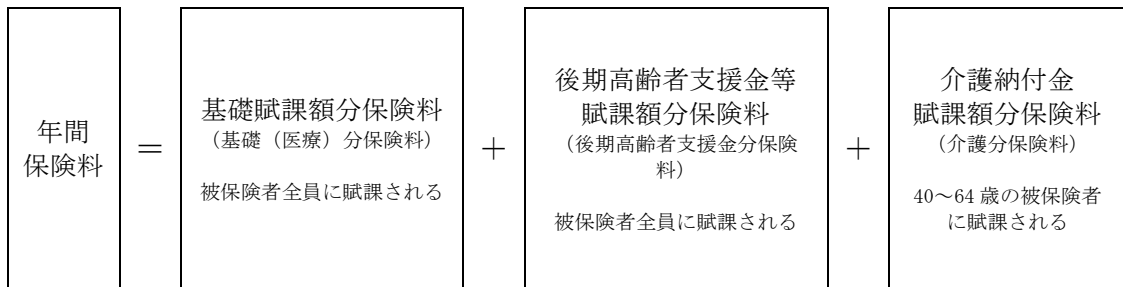
これを受け、特別区では「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。」として、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例をつくるときには、原則、この共通基準に合わせるという統一保険料方式による運用を申し合わせた。

練馬区においても、特別区統一保険料方式を採用している。

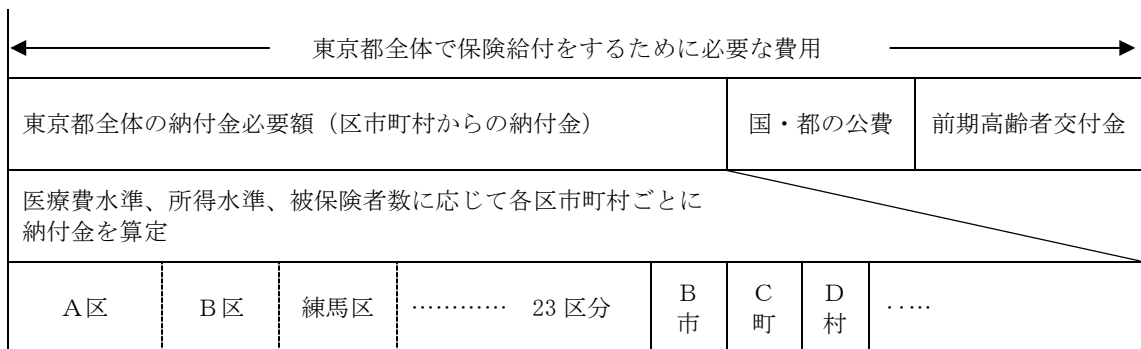
特別区国保共通基準等の保険料算定のしくみ

ア 国民健康保険の保険料

国民健康保険の年間保険料は、つぎのように算定される。



イ 国保事業費納付金算定のしくみ



ウ 基準保険料率算定のしくみ

① 基礎（医療）賦課額分保険料（基礎（医療）分保険料）

← 保健事業費等 →		← 東京都に支払う国保事業費納付金（基礎(医療)分) →	
保険料			
所得割分	均等割分	区市町村向け公費等	

② 後期高齢者支援金等賦課額分保険料（後期高齢者支援金分保険料）

← 東京都に支払う国保事業費納付金（後期高齢者支援金分） →			
保険料			
所得割分	均等割分	区市町村向け公費等	

③ 介護納付金賦課額分保険料（介護分保険料）

← 東京都に支払う国保事業費納付金（介護納付金分） →			
保険料			
所得割分	均等割分	区市町村向け公費等	

賦課率・保険料率等の推移

		賦課率	賦課割合	保険料率		賦課 限度額
			(所得割：均等割)	所得割率	均等割額	
28	基礎	50.00%	59：41	6.86/100	35,400円	54万円
	支援金	50.00%	59：41	2.02/100	10,800円	19万円
	介護	50.00%	50：50	1.53/100	14,700円	16万円
29	基礎	50.00%	59：41	7.47/100	38,400円	54万円
	支援金	50.00%	58：42	1.96/100	11,100円	19万円
	介護	50.00%	50：50	1.54/100	15,600円	16万円
30	基礎	50.00%	59：41	7.32/100	39,000円	58万円
	支援金	50.00%	59：41	2.22/100	12,000円	19万円
	介護	50.00%	53：47	1.61/100	15,600円	16万円
元	基礎	50.00%	59：41	7.25/100	39,900円	61万円
	支援金	50.00%	59：41	2.24/100	12,300円	19万円
	介護	50.00%	54：46	1.62/100	15,600円	16万円
2	基礎	50.00%	58：42	7.14/100	39,900円	63万円
	支援金	50.00%	58：42	2.29/100	12,900円	19万円
	介護	50.00%	56：44	1.98/100	15,600円	17万円

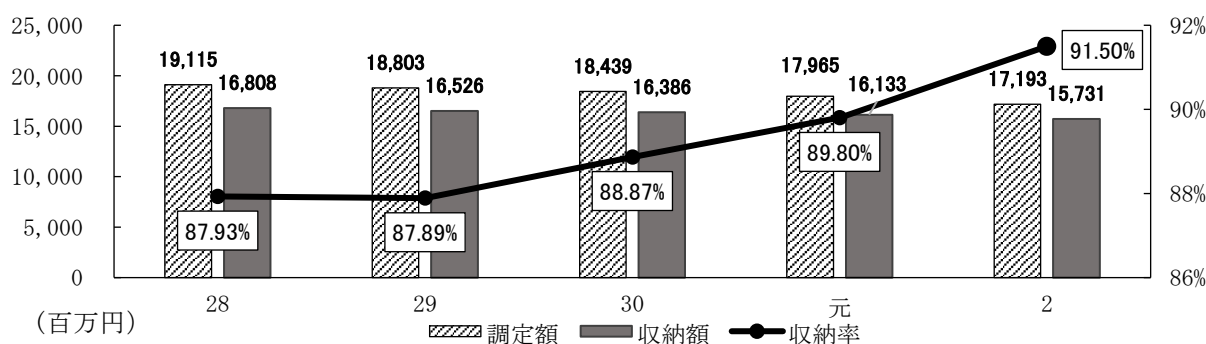
(3) 保険料収入の推移

被保険者数の減少により調定額合計は減少している。1人当たりの調定額は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少に転じた。収納率は年々増加している。

現年分保険料の推移

(単位：千円・1人当たりの調定額 円)

		28	29	30	元	2
調定額	基礎	13,358,794	13,421,487	12,917,273	12,586,587	11,863,396
	支援	4,079,753	3,791,250	3,974,508	3,889,160	3,783,214
	介護	1,676,293	1,590,431	1,547,620	1,489,557	1,546,448
	合計	19,114,839	18,803,168	18,439,402	17,965,304	17,193,057
1人当たりの調定額	基礎	78,230	83,612	84,362	85,345	82,813
	支援	23,891	23,618	25,957	26,371	26,409
	介護	27,411	27,922	28,433	28,371	30,027
	合計	111,938	117,138	120,426	121,816	120,016
収納額	基礎	11,758,675 88.02%	11,803,384 87.94%	11,491,261 88.96%	11,312,477 89.88%	10,863,193 91.57%
	支援	3,597,908 88.19%	3,343,157 88.18%	3,537,577 89.01%	3,495,884 89.89%	3,462,165 91.51%
	介護	1,451,864 86.61%	1,379,509 86.74%	1,357,577 87.72%	1,324,195 88.90%	1,405,853 90.91%
	合計	16,808,447 87.93%	16,526,050 87.89%	16,386,415 88.87%	16,132,555 89.80%	15,731,211 91.50%
不納欠損額	基礎	3,143 0.02%	5,461 0.04%	30,596 0.24%	41,341 0.33%	54,031 0.46%
	支援	953 0.02%	1,528 0.04%	9,344 0.24%	12,732 0.33%	17,364 0.46%
	介護	530 0.03%	815 0.05%	4,570 0.30%	5,854 0.39%	8,269 0.53%
	合計	4,626 0.02%	7,804 0.04%	44,510 0.24%	59,927 0.33%	79,664 0.46%
収入未済額	基礎	1,596,976 11.95%	1,612,642 12.02%	1,395,416 10.80%	1,232,770 9.79%	946,172 7.98%
	支援	480,892 11.79%	446,564 11.78%	427,588 10.76%	380,544 9.78%	303,685 8.03%
	介護	223,898 13.36%	210,108 13.21%	185,474 11.98%	159,508 10.71%	132,325 8.56%
	合計	2,301,767 12.04%	2,269,313 12.07%	2,008,477 10.89%	1,772,822 9.87%	1,382,182 8.04%

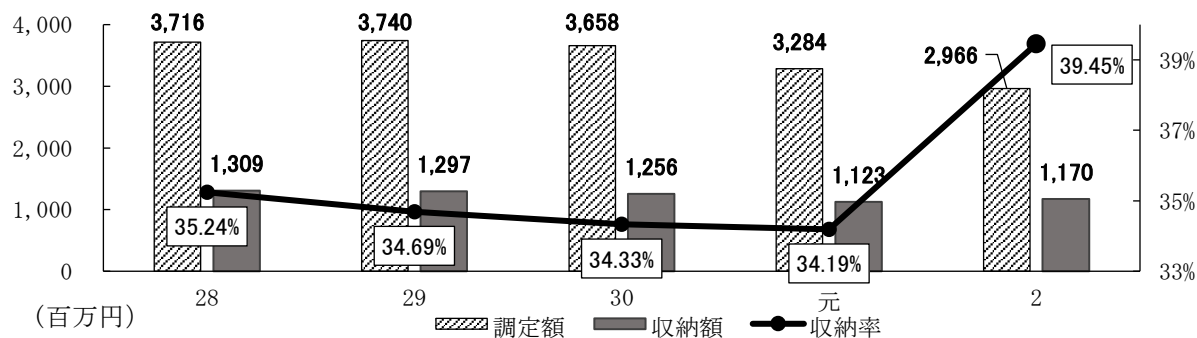


- ※ 1人当たり調定額：各年度末調定額を年度平均被保険者数で除した額
- ※ 収納額：還付未済額を除いた額
- ※ 不納欠損額：調定額のうち徴収権の消滅時効等により徴収できなくなった額
- ※ 収入未済額：調定額のうちその年度に収入されなかった額

滞納繰越分保険料収入の推移

(単位：千円)

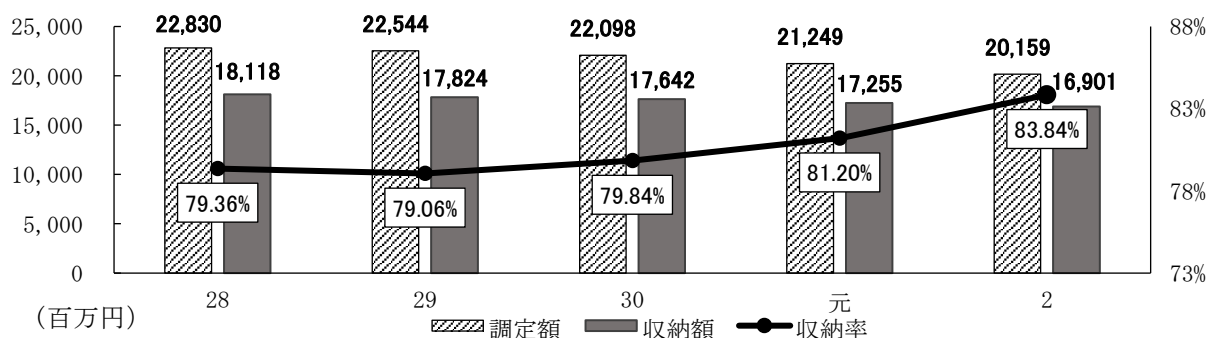
		28	29	30	元	2
調定額	基礎	2,511,556	2,571,495	2,564,658	2,295,456	2,062,186
	支援	816,951	793,599	740,634	677,585	627,143
	介護	387,075	375,300	353,026	311,126	276,261
	合計	3,715,583	3,740,395	3,658,318	3,284,167	2,965,590
収納額	基礎	885,960	891,894	879,761	781,287	811,083
		35.28%	34.68%	34.30%	34.04%	39.33%
	支援	285,430	274,026	252,201	231,645	246,941
		34.94%	34.53%	34.05%	34.19%	39.38%
	介護	137,895	131,566	124,119	109,841	112,003
		35.62%	35.06%	35.16%	35.30%	40.54%
	合計	1,309,285	1,297,486	1,256,081	1,122,773	1,170,027
		35.24%	34.69%	34.33%	34.19%	39.45%
不納欠損額	基礎	545,132	574,695	661,901	535,430	506,873
		21.70%	22.35%	25.81%	23.33%	24.58%
	支援	186,691	182,946	199,433	153,179	152,831
		22.85%	23.05%	26.93%	22.61%	24.37%
	介護	84,840	83,336	87,592	66,707	60,438
		21.92%	22.21%	24.81%	21.44%	21.88%
	合計	816,663	840,977	948,926	755,316	720,142
		21.98%	22.48%	25.94%	23.00%	24.28%
収入未済額	基礎	1,080,464	1,104,906	1,022,995	978,739	744,231
		43.02%	42.97%	39.89%	42.64%	36.09%
	支援	344,830	336,628	289,000	292,761	227,370
		42.21%	42.42%	39.02%	43.21%	36.25%
	介護	164,340	160,398	141,315	134,578	103,820
		42.46%	42.74%	40.03%	43.26%	37.58%
	合計	1,589,634	1,601,932	1,453,310	1,406,078	1,075,421
		42.78%	42.83%	39.73%	42.81%	36.26%



保険料全体（現年分・滞納繰越分合計）収入の推移

（単位：千円）

		28	29	30	元	2
調定額	基礎	15,870,350	15,992,982	15,481,931	14,882,044	13,925,582
	支援	4,896,704	4,584,849	4,715,142	4,566,744	4,410,357
	介護	2,063,367	1,965,731	1,900,646	1,800,683	1,822,709
	合計	22,830,422	22,543,563	22,097,720	21,249,471	20,158,647
収納額	基礎	12,644,634	12,695,278	12,371,023	12,093,764	11,674,276
		79.67%	79.38%	79.91%	81.26%	83.83%
	支援	3,883,338	3,617,183	3,789,778	3,727,528	3,709,106
		79.31%	78.89%	80.37%	81.62%	84.10%
	介護	1,589,759	1,511,075	1,481,696	1,434,036	1,517,856
		77.05%	76.87%	77.96%	79.64%	83.27%
	合計	18,117,732	17,823,536	17,642,497	17,255,328	16,901,238
		79.36%	79.06%	79.84%	81.20%	83.84%
不納欠損額	基礎	548,276	580,157	692,497	576,771	560,903
		3.45%	3.63%	4.47%	3.88%	4.03%
	支援	187,644	184,474	208,777	165,911	170,195
		3.83%	4.02%	4.43%	3.63%	3.86%
	介護	85,370	84,151	92,162	72,561	68,707
		4.14%	4.28%	4.85%	4.03%	3.77%
	合計	821,289	848,781	993,436	815,243	799,806
		3.60%	3.77%	4.50%	3.84%	3.97%
収入未済額	基礎	2,677,440	2,717,547	2,418,411	2,211,509	1,690,403
		16.87%	16.99%	15.62%	14.86%	12.14%
	支援	825,722	783,192	716,587	673,305	531,055
		16.86%	17.08%	15.20%	14.74%	12.04%
	介護	388,238	370,506	326,789	294,086	236,145
		18.82%	18.85%	17.19%	16.33%	12.96%
	合計	3,891,401	3,871,245	3,461,788	3,178,900	2,457,603
		17.04%	17.17%	15.67%	14.96%	12.19%



(4) 保険料納付方法の状況

ア 口座振替の状況

口座振替による収納は、収納率が高く、確実な納期内納付につながる。被保険者の利便性の向上と、安定した収納確保を図るため、令和2年4月から保険料の納付は原則口座振替とした。口座振替は現年度分が対象となる。

口座振替世帯数および世帯の加入率の推移

年度	28	29	30	元	2
口座振替世帯数	39,980 世帯	38,138 世帯	36,316 世帯	36,293 世帯	36,632 世帯
世帯の加入率※	36.50%	35.93%	34.97%	35.60%	36.59%
口座振替収納率	99.35%	99.39%	99.41%	99.42%	99.56%

※ 世帯の加入率：対象年度末時点の口座振替世帯数／対象年度末時点での国保加入世帯数

イ 納付方法別利用状況

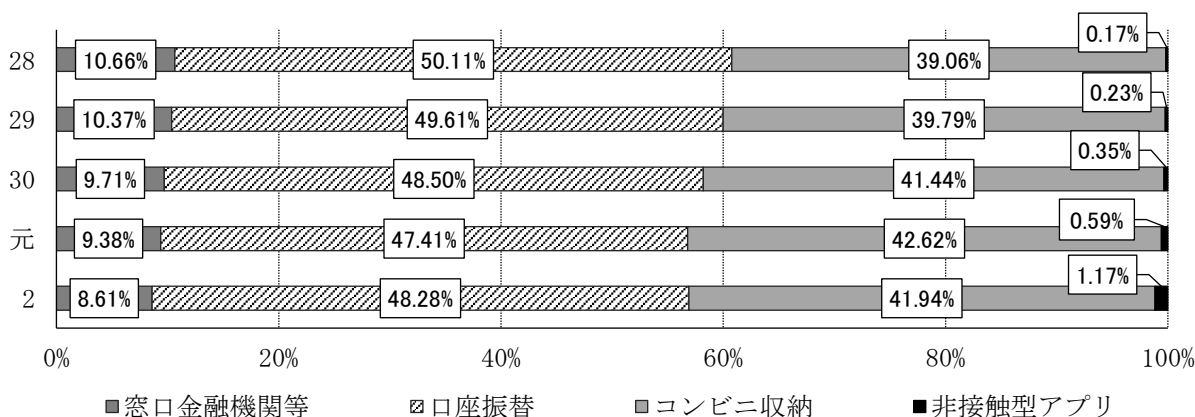
新型コロナウイルス感染症の影響と思われるが、令和2年3月以降、モバイルレジの利用が増加した。令和3年1月から、いつでもどこでも非接触で納付できるモバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払いを開始した。

納付方法別利用状況の推移

		28	29	30	元	2	
窓口金融機関等 (口座を除く)	件数	87,712	81,691	75,095	72,214	63,993	
	割合	10.66%	10.37%	9.71%	9.38%	8.61%	
口座振替	件数	412,534	391,065	375,365	364,847	358,764	
	割合	50.11%	49.61%	48.50%	47.41%	48.28%	
コンビニ収納 (H16.6開始)	件数	321,569	313,704	320,722	327,962	311,614	
	割合	39.06%	39.79%	41.44%	42.62%	41.94%	
非接触型 アプリ	モバイルレジ (H22.4開始)	件数	1,425	1,852	2,710	4,566	7,855
		割合	0.17%	0.23%	0.35%	0.59%	1.06%
	モバイルレジクレジット (R3.1開始)	件数	-	-	-	-	489
		割合	-	-	-	-	0.07%
LINE Pay 請求書 支払(R3.1開始)	件数	-	-	-	-	316	
	割合	-	-	-	-	0.04%	

※ 件数は、納付書1枚単位の取扱い数、口座のみ引き落とし期別数

※ 令和3年4月から PayPay 請求書払いを開始している。



(5) 保険料滞納者への督促・催告・滞納処分

ア 督促

納期限を一定期間経過しても納付しない被保険者に対して、督促状の送付を行った。

督促件数

(単位: 件)

	28	29	30	元	2
発送件数	255,466	243,770	283,641	250,799	221,707

イ 催告

督促状を送付してもなお未納が続く滞納者に対して、催告書を送付して自主納付を促している。このほか、電話や訪問による納付勧奨を行っている。

催告件数

(単位: 件)

	28	29	30	元	2
文書催告	101,370	97,572	103,037	70,918	66,961
電話催告	115,796	120,329	107,837	102,575	99,409
訪問催告	49,056	43,817	42,464	37,570	35,271

ウ 滞納処分

被保険者の負担の公平を期するとともに国民健康保険制度に要する経費の財源を確保するため、督促・催告等を行ってもなおそれに応じず、進展が見込めない滞納者等に対し差押等の滞納処分を行っている。平成30年度を境に差押件数は増加している。

滞納処分件数

(金額単位: 千円)

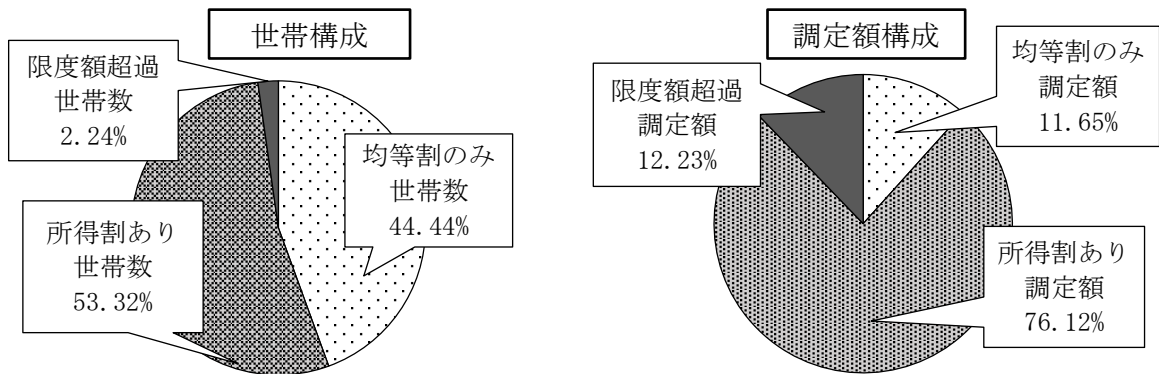
	28	29	30	元	2
差押	866	582	568	1,090	1,284
換価金額	119,942	99,602	101,494	181,692	241,560

※ 差押件数は、当該年度中に新規に差押を執行した件数

<参考> 均等割、所得割、限度額の世帯数と保険料負担割合推移（現年分・本算定時点）
（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2
均等割のみ	調定額	1,891,798	1,937,316	1,920,567	1,955,608	2,031,827
	世帯数	47,671	46,688	46,403	46,565	46,355
所得割あり	調定額	14,665,685	14,265,139	13,982,397	13,620,497	13,273,538
	世帯数	64,760	60,873	58,909	57,350	55,618
限度額超過	調定額	2,709,246	2,789,313	2,538,996	2,337,012	2,131,682
	世帯数	3,739	4,012	3,203	2,779	2,333

※ 世帯数は基礎分の世帯構成別世帯数



<参考> 保険料階層別の収納率（現年分・令和2年度実績）（金額単位：千円）

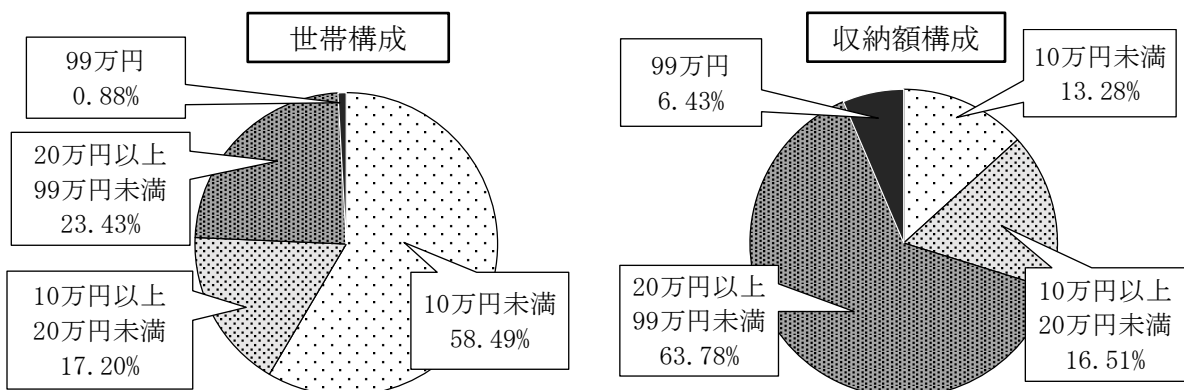
保険料階層別世帯	世帯数 (構成比率)	調定額	1世帯当たり 調定額	収納額 (収納率)	未納額	未納世帯数 (構成比率)
10万円未満	68,540 (58.49%)	2,438,620	35,580円	2,088,321 (85.64%)	320,435	11,133 (61.17%)
10万円以上 20万円未満	20,149 (17.20%)	2,953,396	146,578円	2,597,000 (87.93%)	338,164	3,535 (19.42%)
20万円以上 99万円未満	27,453 (23.43%)	10,760,552	391,963円	10,033,375 (93.24%)	699,073	3,475 (19.09%)
99万円	1,037 (0.88%)	1,040,489	1,003,365円	1,012,033 (97.27%)	28,456	57 (0.31%)
計	117,179	17,193,057	146,725円	15,730,729	1,386,129	18,200

※ 世帯数は、年度途中で資格喪失した世帯の数を含む延べ世帯数

※ 調定額には現年に調定を行った過年度保険料を含む

※ 収納額は還付未済額等を除いた額

※ 99万円は基礎分・介護分・支援分の賦課限度額合計



(6) 保険料の減額賦課

世帯主(被保険者でない世帯主を含む。)、その世帯に属する被保険者、および旧国保加入者※について、前年中の総所得金額および山林所得金額などの合算額が、一定の所得以下の世帯(下表の基準額以下の世帯)について、保険料の均等割額を減額して賦課する。

※ 旧国保加入者:後期高齢者医療制度に移行(加入)するため国保を脱退してからも引き続き国保加入者と同じ世帯にいる者

令和2年度の保険料額減額および基準額

令和2年度	減額する額	減額後の均等割額	世帯の軽減基準額
7割軽減 区条例第19条の2第1号に該当する世帯(1号世帯)			
基礎	27,930円	11,970円	33万円
支援金	9,030円	3,870円	
介護	10,920円	4,680円	
5割軽減 区条例第19条の2第2号に該当する世帯(2号世帯)			
基礎	19,950円	19,950円	33万円 + (被保険者数と旧国保加入者数 × 28.5万円)
支援金	6,450円	6,450円	
介護	7,800円	7,800円	
2割軽減 区条例第19条の2第3号に該当する世帯(3号世帯)			
基礎	7,980円	31,920円	33万円 + (被保険者数と旧国保加入者数 × 52万円)
支援金	2,580円	10,320円	
介護	3,120円	12,480円	

保険料減額賦課状況

(金額単位:千円)

区分		28	29	30	31(元)	2
1号世帯	金額	1,275,920	1,338,024	1,359,617	1,387,432	1,322,724
	件数	33,968	34,053	34,333	34,493	31,582
2号世帯	金額	418,978	428,062	429,869	430,991	429,377
	件数	10,988	10,532	10,606	10,520	10,593
3号世帯	金額	160,286	163,391	158,124	153,202	144,442
	件数	9,925	9,717	9,419	9,103	8,801
減額賦課合計		1,855,184	1,929,477	1,947,610	1,971,625	1,896,543

(7) 非自発的失業者の保険料軽減

企業の倒産や解雇などにより非自発的失業者になった場合に、保険料の軽減を行う制度。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100に減じて保険料を計算する。

以下の条件をすべて満たした場合に対象となる。

- ア 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方（これらのコードであっても、「特例受給資格者（季節的に雇用される者で特例一時金の支給を受ける資格があるもの）」は除く。）
- イ 離職日の時点で65歳未満の方（雇用保険の「高年齢受給資格者」でない方）

非自発的失業者の加入状況

	28	29	30	31 (元)	2
被保険者数	2,114人	2,134人	2,105人	1,944人	2,607人

(8) 保険料の減免

ア 災害等特別な事情による減免

保険料の減免は、災害その他の特別な事情により、生活が著しく困難となった納付義務者のうち、申請により減免の必要があると認められる納付義務者（世帯の平均収入額や預貯金等の資産の合計と生活保護基準に基づき算定した額との比較）に対して行う。ただし、減免期間は3か月を限度とする。

イ 旧被扶養者減免

職場の健康保険などに加入していた者（本人）が、後期高齢者医療制度に移行（加入）することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の者（「旧被扶養者」という。）について、所得割額を全額免除（当分の間）、均等割額を5割減額（最大2年間）する。平成20年、後期高齢者医療制度創設に伴い制度開始

保険料減免状況

	28	29	30	31 (元)	2
ア 災害等の減免世帯	5件	7件	6件	1件	1件
	551千円	503千円	494千円	70千円	208千円
イ 旧被扶養者の減免世帯	724件	732件	750件	523件	479件
	20,769千円	20,938千円	21,354千円	16,779千円	19,925千円

(9) 東日本大震災の被災者に係る保険料減免

国の財政支援のもと、区処理要綱に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請に基づき保険料の減免を行う。平成23年度開始

東日本大震災の被災者に係る保険料減免状況

	28	29	30	31 (元)	2
東日本大震災被災者に係る減免世帯	9件	8件	17件	14件	16件
	1,405千円	990千円	1,851千円	1,588千円	1,456千円

(10) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免

国の財政支援のもと、区処理要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、申請に基づき保険料の減免を行う。

令和2年度開始。令和3年3月31日現在、平成31(令和元)年度保険料(令和2年2月1日以降に納期限があるもの)、令和2年度保険料(令和3年3月31日までに納期限があるもの)について適用

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況

(令和3年4月1日現在)

	31 (元) 年度保険料分	2年度分保険料
新型コロナウイルス感染症に係る減免世帯	3,151件	3,702件
	123,020千円	760,493千円

5 保険給付

(1) 保険給付のしくみ

保険給付は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して行われる医療の提供（療養の給付）または費用の支給などをいう。

被保険者が疾病や負傷に関して保険医療機関等で診察や薬剤などの医療の提供を受けた際、被保険者が負担する一部負担金を除く医療費を、保険者である練馬区が保険給付費として給付する。

また、出産に関しては出産育児一時金、死亡に関しては葬祭費を現金で支給する。



一部負担金割合

0歳～小学校入学前	小学校入学後～69歳	70歳～74歳
2割	3割	2割 (現役並み所得者は3割)

70歳から74歳の者の一部負担金割合について

下記のとおり、住民税課税状況等により毎年判定を行い、一部負担金割合を示す高齢受給者証を交付する。高齢受給者証の有効期限は70歳の誕生月の翌月1日(1日生まれの者は当月1日から)から75歳の誕生日の前日までとなっており、毎年8月1日に更新される。

- 所得による判定 ... 住民税課税所得(収入から、必要経費、各種所得控除等を差し引いた金額)および旧ただし書き所得(11頁参照)から判定する。

負担割合	対象者
2割	70歳以上の加入者全員の住民税課税所得がいずれも145万円未満
	70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下
3割	、 以外

- 収入による判定 ... 所得による判定により「3割」負担と判定された世帯でも収入金額(必要経費等を差し引く前の金額)が下記の基準を満たす場合、申請により「2割」負担になる。

70歳以上の被保険者数	対象者全員の年間収入額合計
1人	加入者本人の年間収入が383万円未満
	加入者本人と旧国保加入者との合計年収が520万円未満
2人以上	合計年間収入が520万円未満

旧国保加入者：後期高齢者医療制度に移行(加入)するため国保を脱退してからも引き続き国保加入者と同じ世帯にいる者

(2) 医療費総額の推移

被保険者の減少に伴い、医療費総額は減少傾向で推移しているが、1人当たり医療費は増加傾向にある。

医療費総額とは、療養給付費、療養費、移送費、高額療養費に係る医療費の合計。その他給付（出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金）は含めない。

ア 医療費総額の推移

令和2年度における医療費総額は449億292万円で、前年度と比較して24億2,514万円（5.12%）減となっている。

医療費総額の推移

（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2	
療養給付費等	診療	金額	39,445,992	38,124,638	36,628,518	36,014,972	34,119,342
		件数	1,694,147	1,597,910	1,532,846	1,485,238	1,299,277
	調剤	金額	10,583,497	10,111,057	9,328,731	9,285,818	8,857,556
		件数	945,554	901,545	868,551	843,536	756,104
	食事・生活 ¹	金額	720,855	705,722	678,376	656,758	630,089
		件数	27,738	26,560	25,322	24,418	22,095
	訪問看護	金額	371,116	421,609	466,619	534,375	600,690
		件数	5,928	6,689	7,330	7,972	8,651
	小計	金額	51,121,460	49,363,026	47,102,244	46,491,923	44,207,677
		件数	2,645,629	2,506,144	2,408,727	2,336,746	2,064,032
療養費等	食事・生活	金額					
		件数	19	17	23	30	29
	療養費	金額	1,016,100	914,068	868,483	835,766	695,245
		件数	104,592	94,271	87,322	83,192	67,656
	移送費	金額	164	88	183	378	0
		件数	3	4	5	4	0
	小計	金額	1,016,264	914,156	868,667	836,143	695,245
		件数	104,614	94,292	87,350	83,226	67,685
合計	金額	52,137,725	50,277,182	47,970,911	47,328,066	44,902,922	
	件数	2,750,243	2,600,436	2,496,077	2,419,972	2,131,717	

1 「食事・生活」は食事療養費・生活療養費の略。療養給付費等の食事療養費・生活療養費の件数は診療費の再掲（小計・合計には含めない。）

○ 診療・調剤費項目別医療費の推移

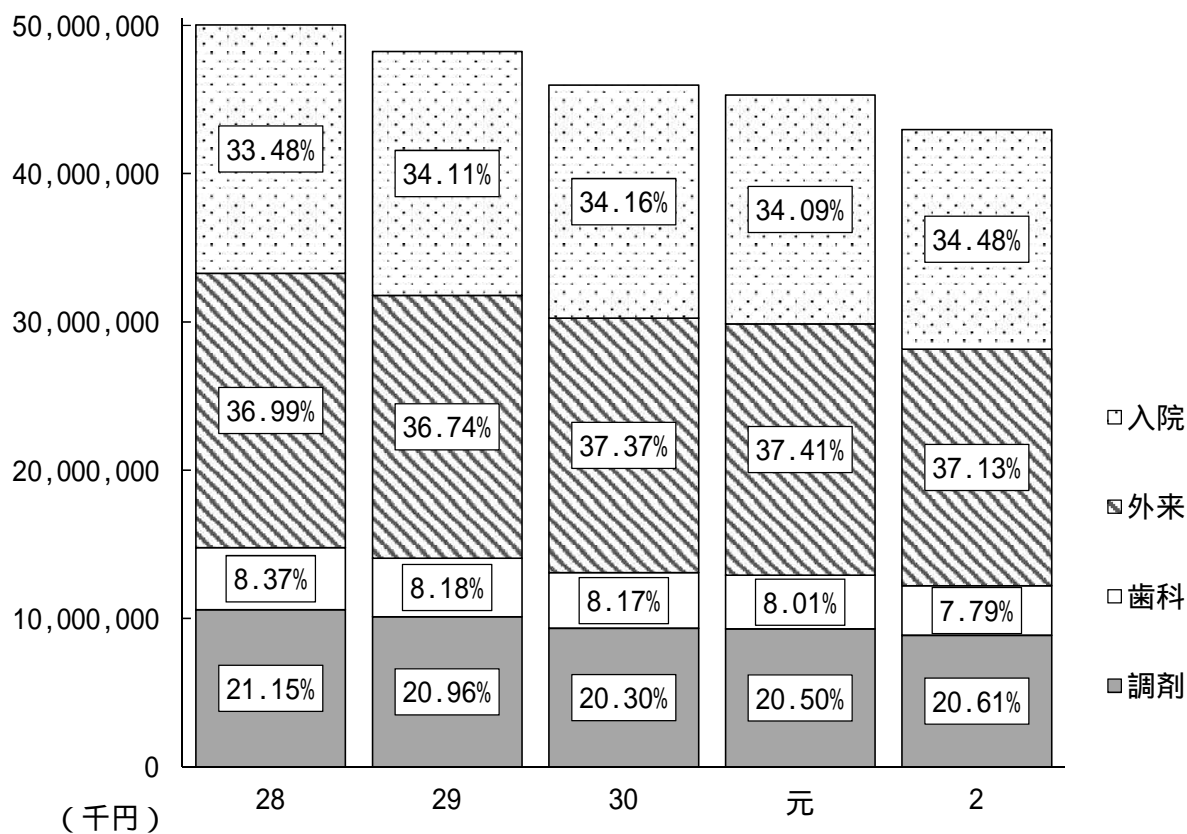
令和2年度の診療・調剤費項目別医療費（入院・外来・歯科・調剤）は、前年度と比較していずれも減少している。

構成割合は、入院 34.48%、外来 37.13%、歯科 7.79%、調剤 20.61%となっている。

診療費項目別医療費の状況

（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2
入院	金額	16,748,109	16,454,512	15,699,225	15,443,183	14,817,058
	件数	29,546	28,195	26,834	25,848	24,603
外来	金額	18,507,947	17,722,817	17,176,380	16,944,795	15,956,284
	件数	1,324,084	1,246,019	1,195,605	1,156,438	1,013,547
歯科	金額	4,189,936	3,947,309	3,752,914	3,626,994	3,346,000
	件数	340,517	323,696	310,407	302,952	261,127
調剤	金額	10,583,497	10,111,057	9,328,731	9,285,818	8,857,556
	件数	945,554	901,545	868,551	843,536	756,104
合計	金額	50,029,489	48,235,695	45,957,249	45,300,791	42,976,899
	件数	2,639,701	2,499,455	2,401,397	2,328,774	2,055,381



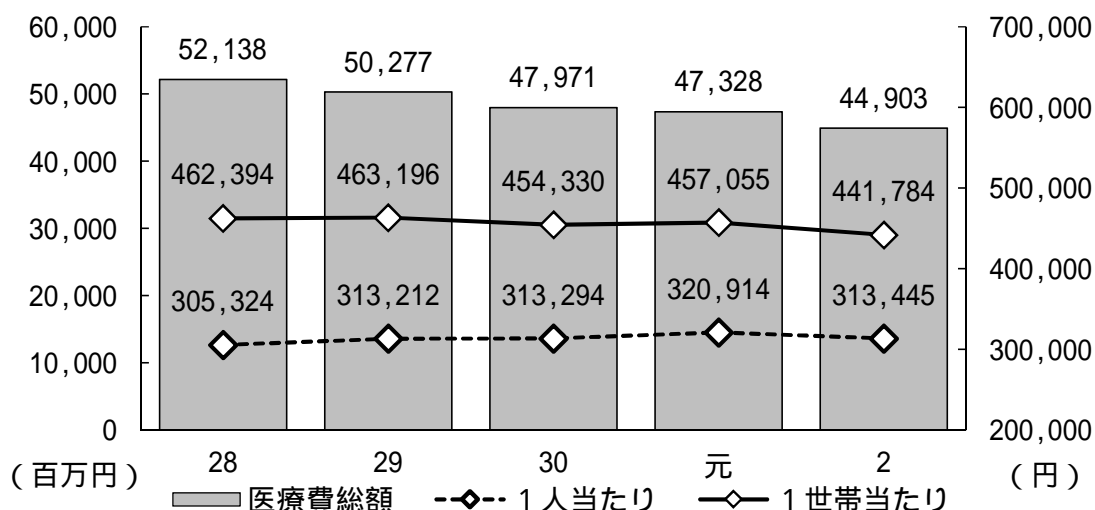
イ 1人当たり医療費の推移

1人当たりの医療費は313,445円、1世帯当たりの医療費は441,784円となっており、いずれも前年度と比較して減少している。

医療費総額と1人当たり医療費の推移

	28	29	30	元	2	単位
医療費総額	52,138	50,277	47,971	47,328	44,903	百万円
年度平均被保険者数	170,762	160,521	153,118	147,479	143,256	人
1人当たり	305,324	313,212	313,294	320,914	313,445	円
年度平均世帯数	112,756	108,544	105,586	103,550	101,640	世帯
1世帯当たり	462,394	463,196	454,330	457,055	441,784	円

1人当たり医療費の算出には年度平均被保険者数を、1世帯当たり医療費の算出には年度平均世帯数を使用



○ 被保険者区分別1人当たり医療費

1人当たりの医療費を被保険者内識別に見ると、前期高齢者(65歳~74歳)は全体の1.66倍となっている。

被保険者区分別1人当たり医療費

(単位: 円)

被保険者内訳	28	29	30	元	2
全体	305,324	313,212	313,294	320,914	313,445
未就学児	225,590	198,991	191,359	222,379	164,248
前期高齢者	534,829	541,643	534,168	541,333	521,105
70歳以上一般	629,400	628,686	601,076	584,605	570,070
70歳以上現役並	519,948	522,528	521,159	548,169	503,808

1人当たり医療費の算出には、年度平均被保険者数を使用

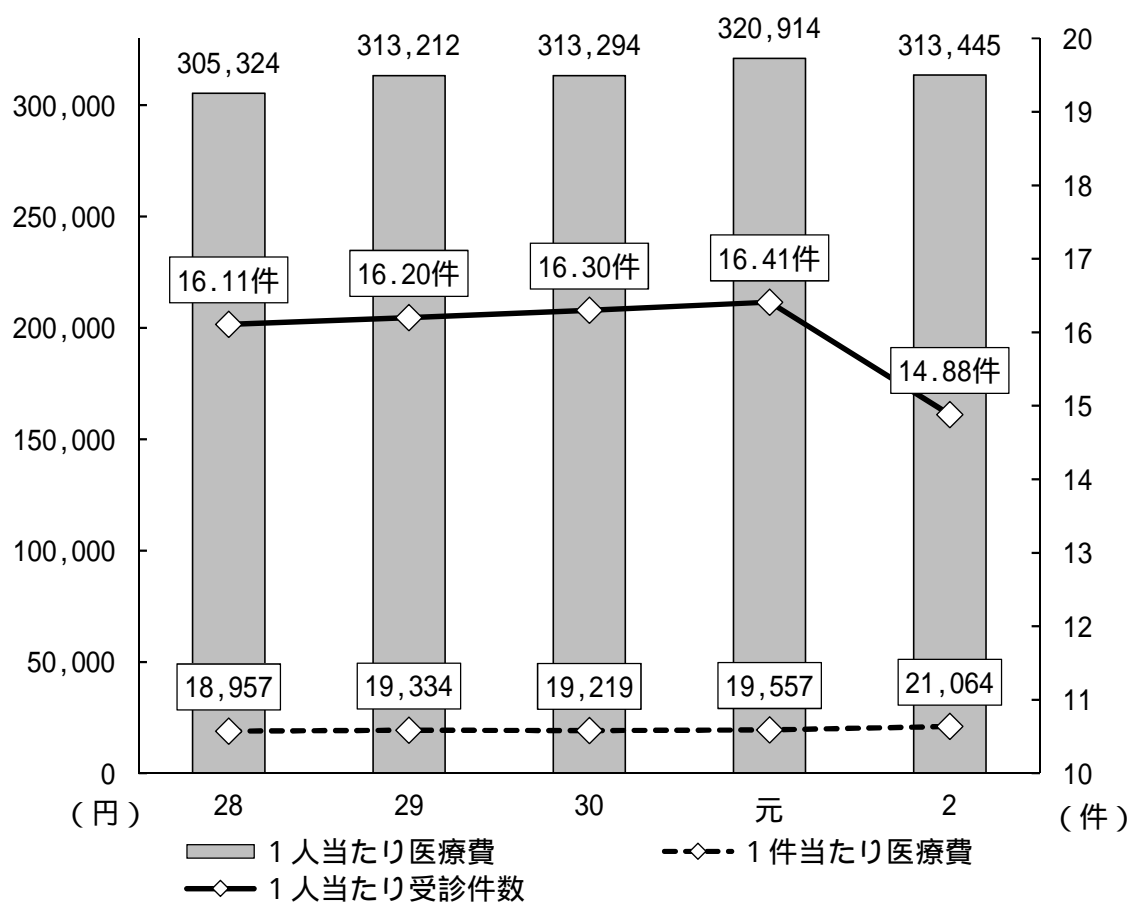
○ 1人当たり受診件数・1件当たり医療費

1人当たり受診件数は前年度比1.53件減少し、1人当たり医療費も前年度比7,469円減少した。一方、レセプト1件当たりの医療費は増加した。新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えの影響があったものと考えられる。

1人当たり受診件数・1件当たり医療費の推移

	28	29	30	元	2	単位
医療費件数 レセプト件数	2,750,243	2,600,436	2,496,077	2,419,972	2,131,717	件
年度平均 被保険者数	170,762	160,521	153,118	147,479	143,256	人
1人当たり 受診件数	16.11	16.20	16.30	16.41	14.88	件
医療費総額	52,138	50,277	47,971	47,328	44,903	百万円
レセプト1件当 たり医療費	18,957	19,334	19,219	19,557	21,064	円
1人当たり 医療費	305,324	313,212	313,294	320,914	313,445	円

レセプト：診療報酬明細書の別称。原則として、医療機関ごとにひと月1件となる。



(3) 保険給付費の推移

社会保険や後期高齢者医療制度への加入により、国民健康保険の被保険者数は減少が続いており、これに合わせて保険給付費の減少も続いている。平成 28 年度を基準にすると、令和元年度は約 8.64%減、約 37 億円減少した。

また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、受診控えが起こり、前年度比約 4.43%減、約 17 億円の大幅な減少になった。

各保険給付費についての説明は、次ページ以降を参照

保険給付費の推移（療養給付費、療養費、移送費、高額療養費等）（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2
療養給付費	金額	37,127,573	35,878,922	34,214,646	33,793,234	32,216,829
	件数	2,645,629	2,506,144	2,408,727	2,336,746	2,064,032
食事療養費	金額	168	41	128	197	130
	件数	19	17	23	30	29
療養費	金額	735,217	660,695	628,689	604,640	503,186
	件数	104,592	94,271	87,322	83,192	67,656
移送費	金額	164	88	183	378	0
	件数	3	4	5	4	0
高額療養費	金額	4,981,014	4,853,663	4,771,232	4,744,607	4,688,248
	件数	87,220	86,970	82,563	83,831	82,140
高額・介護 合算療養費	金額	7,067	9,629	5,101	7,750	8,214
	件数	264	336	216	322	335
合計	金額	42,851,203	41,403,037	39,619,979	39,150,805	37,416,606
	件数	2,837,727	2,687,742	2,578,856	2,504,125	2,214,192

保険給付費の推移（出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金）（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2
出産育児 一時金(1)	金額	286,020	233,520	199,920	194,880	162,540
	件数	682	556	476	464	387
葬祭費	金額	54,600	51,030	53,200	50,540	48,440
	件数	780	729	760	722	692
結核・精神 医療給付金	金額	51,766	52,589	52,620	53,806	52,433
	件数	47,110	47,680	49,362	50,699	50,507

1 出産育児一時金の金額は、支給決定件数×42万円で算出

(4) 療養の給付等（現物給付）

被保険者が疾病または負傷した場合、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者（以下、保険医療機関等という。）において、被保険者証を提示することにより、被保険者は一部負担金の支払のみで医療を受けられる（現物給付）。残りの医療費は保険者（区）が保険医療機関等に支払う。

- 一部負担金を軽減する公費負担医療
法律に基づき、一部負担金の全部または一部の支給を受けられる制度には以下のものなどがある。（36頁参照）
 - ・感染症予防法適用医療（結核医療）
 - ・障害者総合支援法適用医療（精神通院医療）

- 東京都および練馬区の医療費助成制度
東京都および練馬区の医療費助成制度に基づき、一部負担金の全部または一部の支給を受けられる制度には以下のものがある。
 - ・ひとり親家庭等医療費助成制度（**親**）
ひとり親家庭に属する18歳未満の児童とその親の一部負担金を助成する。
 - ・心身障害者（児）医療費助成制度（**障**）
身体障害者手帳1・2級（3級も一部対象）または愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級（平成31年1月から）を持つ障害者の一部負担金を助成する。
 - ・乳幼児医療費助成制度（**乳**）
小学校就学前の乳幼児の一部負担金を助成する。
 - ・子ども医療費助成制度（**子**）
小学校1年生から中学校3年生までの子どもの一部負担金を助成する。

(5) 入院時食事療養費の支給

入院し、食事の提供を受けたとき、入院時食事療養費を支給する。その際、被保険者は1食につき460円を自己負担する（標準負担額）。住民税非課税世帯には標準負担額の減額制度がある。

(6) 療養費の支給（現金給付）

つぎのような場合は、医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を払い戻す（現金給付）

ア 制度上、現物給付の対象外である場合

（例 治療用装具（コルセット等））

イ 緊急その他やむを得ない理由で被保険者証の提出ができないため、現物給付を受けられなかった場合

療養費科目別支給決定状況

（金額単位：千円）

		28	29	30	元	2
診療・調剤等	金額	33,803	29,967	35,101	40,027	24,404
	件数	2,806	2,863	3,126	3,467	2,445
柔道整復 （ 1 ）	金額	560,398	494,629	449,160	421,509	341,198
	件数	93,796	83,879	76,739	72,183	58,046
マッサージ （ 1 ）	金額	75,651	72,623	78,671	78,951	76,743
	件数	3,278	3,056	3,179	3,209	3,106
はり・きゅう （ 1 ）	金額	29,433	31,156	31,056	32,664	33,401
	件数	3,460	3,403	3,185	3,279	3,128
治療用装具	金額	36,604	32,321	34,702	31,489	27,222
	件数	1,305	1,070	1,093	1,054	925
その他	金額	-672	0	0	0	218
	件数	-53	0	0	0	6
計	金額	735,217	660,695	628,689	604,640	503,186
	件数	104,592	94,271	87,322	83,192	67,656
海外療養費 （再掲）（ 2 ）	金額	2,458	5,152	3,417	4,676	1,871
	件数	72	99	149	136	16

1 医療費の支払について

柔道整復、マッサージ、はり・きゅうについては、被保険者は各施術師に、その施術に要した医療費の全額を支払う代わりに、被保険者が受けるべき療養費の受領を委任することにより、一部負担金の支払のみでその施術を受けることができる。

2 海外療養費

海外での医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を払い戻す。ただし、治療目的で海外に渡航した場合は対象にはならない。

なお、療養の対象は日本国内で保険診療と認められているものに限られ、療養費の計算は国内の診療報酬の算定方法に基づき計算を行うか、あるいは国内の医療機関等で同様の疾病などについて診療を受けた場合の医療費を標準として行う。

(7) 移送費の支給（現金給付）

病気やけがで移動の困難な被保険者が、治療を目的として医師の指示により他の医療機関へ緊急転院したときなどで、審査によりその移送に要した費用が妥当と認められた場合は、移送費を支給する。

(8) 高額療養費等

ア 高額療養費

被保険者が同一の月に保険医療機関等で給付を受けた場合で、その一部負担金が下表の自己負担限度額を超えたときに、当該超過額を支給する。

70歳未満の者の自己負担限度額

所得区分 (旧ただし書き所得)	自己負担限度額(国保世帯全体)()
ア (901万円超の世帯)	252,600円 + (総医療費10割 - 842,000円) × 1% [多数回該当時] 140,100円
イ (600万円超～901万円以下の世帯)	167,400円 + (総医療費10割 - 558,000円) × 1% [多数回該当時] 93,000円
ウ (210万円超～600万円以下の世帯)	80,100円 + (総医療費10割 - 267,000円) × 1% [多数回該当時] 44,400円
エ (210万円以下の世帯)	57,600円 [多数回該当時] 44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円 [多数回該当時] 24,600円

多数回該当時とは、直近12か月間に高額療養費の支給に該当する月が4か月以上あり、4か月目以降の高額療養費の支給に該当する月をいう。

70歳～74歳までの者の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得	252,600円 + (総医療費10割 - 842,000円) × 1% [多数回該当時] 140,100円	
現役並み所得	167,400円 + (総医療費10割 - 558,000円) × 1% [多数回該当時] 93,000円	
現役並み所得	80,100円 + (総医療費10割 - 267,000円) × 1% [多数回該当時] 44,400円	
一般	18,000円 年間上限144,000円()	57,600円 [多数回該当時] 44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税		15,000円

毎年8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った医療費の自己負担を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合に超えた額を支給する。

○ 高額療養費の計算時に適用される制度

世帯合算

高額療養費は個人ごとに計算するが、同じ世帯で同じ月内に保険医療機関等で給付を受けた者がいる場合、世帯で合算して自己負担限度額を適用する。

多数回該当

過去12か月間（診療月を含む。）で4回以上高額療養費の支払いが生じたときは、4回目以降は多数回該当時の自己負担限度額を超えた額を支給する。

世帯継続

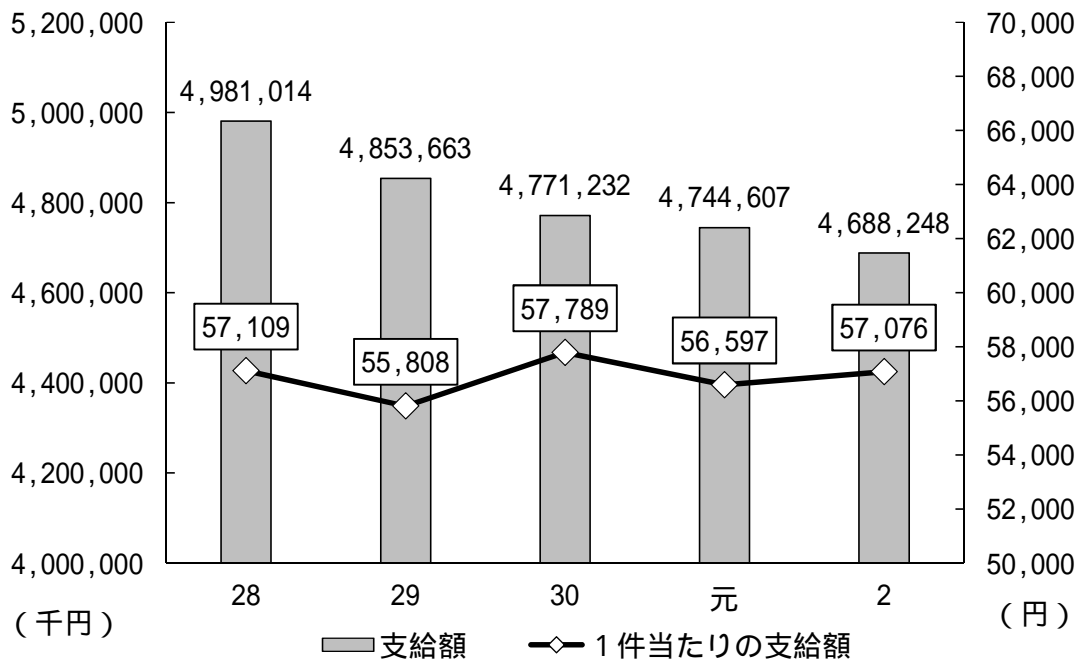
制度改正により、平成30年度から、都内区市町村間の住所異動であり、かつ世帯の継続性の要件を満たす場合には、多数回該当に係る該当回数を通算する。また、異なる区市町村へ引っ越した月については、転出地と転入地における自己負担限度額をそれぞれ2分の1に設定する。

○ 高額療養費支給状況

令和2年度の高額療養費は、前年度と比較して5,636万円(1.19%)減の46億8824万円となっている。1件当たりの支給額は、前年度と比較して479円(0.85%)増となっている。

高額療養費支給状況

	28	29	30	元	2	単位
金額	4,981,014	4,853,663	4,771,232	4,744,607	4,688,248	千円
件数	87,220	86,970	82,563	83,831	82,140	件
1件当たりの支給額	57,109	55,808	57,789	56,597	57,076	円



○ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

被保険者が被保険者証とともに保険医療機関等に提示することで、各機関1か月の一部負担金の支払額が、個人ごとの自己負担限度額までとなる。保険者は申請に基づき「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を交付する。

限度額適用認定証の発行状況

(単位：枚)

			28	29	30	元	2
区分	70歳未満	ア	233	212	207	212	168
		イ	131	122	141	104	98
		ウ	1,178	1,093	1,074	1,037	932
		エ	2,690	2,785	2,583	2,504	2,209
		オ	2,951	2,896	2,786	2,842	2,632
	70歳～74歳	現役並み			45	52	57
		現役並み			241	274	254
		住民税非課税	938	1,050	1,133	1,286	1,364
		住民税非課税	446	482	568	596	599
	合計			8,567	8,640	8,778	8,907

制度改正により、平成30年8月診療分から70歳～74歳までの現役並み所得の所得区分が三つに細分化され、新たに現役並み および現役並み が限度額適用認定証の発行対象となった。

○ 特定疾病療養受療証

国が定める下記疾病により医療を受ける者は、「特定疾病療養受療証」を保険医療機関等に提示することで、各機関1か月の一部負担金が1万円まで(人工透析を実施している慢性腎不全で70歳未満の所得区分アまたはイの世帯の加入者は2万円まで)となる。保険者は申請に基づき認定を行い、「特定疾病療養受療証」を交付する。

- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・血友病
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による)HIV感染症

特定疾病療養受療証の発行状況

(単位：枚)

		28	29	30	元	2
慢性腎不全	若年1万	469	452	426	403	370
	若年2万	42	38	30	43	26
	高齢1万	58	226	61	249	61
先天性血液障害		1	18	3	9	3
後天性免疫不全症候群		0	3	0	4	0
合計		570	737	520	708	460

イ 高額医療・高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方の負担があることにより、家計の負担が重くなっている場合その負担を軽減するため、平成 20 年 4 月から設けられた制度である。

期間内(8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日まで)の世帯の高額療養費を支給しても、なお残る医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の負担限度額を超えた金額のうち、支給金額全体から国保分の自己負担額の割合に応じた金額を申請により支給する。

高額医療・高額介護合算療養費の世帯の負担限度額

		70 歳～74 歳の方		70 歳未満の方	
所得区分	現役並み所得	212 万円	ア	212 万円	
	現役並み所得	141 万円	イ	141 万円	
	現役並み所得	67 万円	ウ	67 万円	
	一般	56 万円	エ	60 万円	
	住民税非課税	31 万円	オ	34 万円	
	住民税非課税	19 万円			

高額医療・高額介護合算療養費支給状況

(金額単位:千円)

	28	29	30	元	2
金額	7,067	9,629	5,101	7,750	8,214
件数	264	336	216	322	335

ウ 高額療養費資金貸付

高額療養費に該当する場合、その支給には数か月を要する。そこで、支給までのつなぎ資金として、高額療養費支給見込額の 85%以内(100 万円以上は 80%以内)を限度に貸付を行っている。

平成 24 年 4 月から、外来診療においても限度額適用認定証の使用が可能になり、高額療養費の支給を待たずに医療機関等窓口での医療費支払額の負担軽減が図られるようになったことで、貸付件数は減少した。

近年は、限度額適用認定証の利用周知が進んだことから、さらに利用件数は減となっている。

高額療養費資金貸付状況

(金額単位:千円)

	28	29	30	元	2
金額	1,511	558	312	38	0
件数	15	8	6	2	0

(9) その他の給付 (出産育児一時金等、葬祭費、結核・精神医療給付金)

ア 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに、世帯主からの申請により 42 万円を支給する (世帯主支払)。給付の対象は妊娠 85 日以上で、死産・流産の場合を含む。出産する者が出産等の日に被保険者の資格を有していることが必要である。

また、事前に申請を行うことにより、区から医療機関等へ出産育児一時金を支払う直接支払制度または受取代理制度を利用することができる。

直接支払制度

直接支払制度を導入している医療機関等で、被保険者が申し込んだ場合、分娩費の一部として出産育児一時金を保険者 (練馬区) から医療機関等に直接支払う。平成 21 年 10 月制度開始

医療機関等と被保険者が直接支払制度を利用する旨の合意を取り交わし、区が審査支払機関である国民健康保険団体連合会を經由して医療機関等へ支払う。

受取代理制度

受取代理制度を導入している医療機関等で、世帯主が医療機関等に出産育児一時金の受け取りを委任することによって、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受け取る。小規模医療機関を対象に平成 23 年 4 月制度開始

被保険者から区に申請を行い、受け取りを委任された医療機関等に区が支払を行う。

イ 出産費資金貸付

上記アの 直接支払制度および 受取代理制度が利用できない医療機関等でお産する場合で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれている世帯主に対し、支給されるまでのつなぎ資金として、出産育児一時金の 80%相当額である 33 万円 (平成 21 年 11 月以降) の貸付を行う。

出産育児一時金・出産費資金貸付状況

(金額単位 : 千円)

		28	29	30	元	2
直接支払	金額	205,800	199,920	169,260	173,880	143,600
	件数	490	476	403	414	350
世帯主 支払	金額	40,740	24,360	24,360	18,900	12,600
	件数	97	58	58	45	30
受取代理	金額	38,220	13,440	7,980	4,200	4,200
	件数	91	32	19	10	10
合計	金額	284,760	237,720	20,160	196,980	160,400
貸付(33万円)	金額	330	330	0	0	0
	件数	1	1	0	0	0

件数は出産児数。金額は、差額支給分 (出産費用が 42 万円に達せず、差額を別途世帯主に支給する分) を加算しない。

ウ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、その葬儀を行った者に葬祭費として7万円を支給する。

葬祭費支給状況

(金額単位:千円)

		28	29	30	元	2
葬祭費	金額	54,600	51,030	53,200	50,540	48,440
	件数	780	729	760	722	692

エ 結核医療給付金の支給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用される医療を受ける被保険者のうち、住民税非課税者に、その医療費のうちの一部負担金相当額を支給する。

オ 精神医療給付金の支給

障害者総合支援法の適用される精神通院医療を受ける被保険者のうち、国保加入の世帯全員の住民税が非課税の場合に一部負担金を支給する。

エ、オとも、申請により受給者証を交付し、東京都内の医療機関等での受診については現物給付を行う。東京都外の医療機関等での受診等は申請により現金給付を行う。
(令和2年度受給者証発行状況 結核医療給付金：15件 精神医療給付金：2,900件)

(10) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

被保険者が業務外の理由による療養のため労務不能となった場合に、その期間中(最長で1年6か月間)、給与の3分の2相当の金額を支給する。

国保においては保険者ごとに条例で導入することができる任意給付であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対し、休みやすい環境を整備することを目的として特例的に国が行う財政支援のもと、支給を行っている。令和2年6月、条例を改正。令和2年1月から適用

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

(金額単位:千円)

		2
金額		3,402
件数		31

(11) 一部負担金の減免

区条例第9条に基づき、災害その他の理由により、生活が一時的に困難になり、一部負担金を支払うことが困難である者に対し、一部負担金の減免を行っている。

令和2年度の減免の実績はない。過去5年間では、平成29年に1件959千円の免除を行った。

(12) 東日本大震災に係る一部負担金の減額・免除

東日本大震災の被災者に係る練馬区国民健康保険一部負担金の免除等処理要綱に基づき、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請により一部負担金の減免を行っている。

対象者および免除期間については、国の通知に基づき随時要綱の改正を行っている。

東日本大震災に係る一部負担金の減額・免除

(金額単位：千円)

		28	29	30	元	2
減額	金額	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
免除	金額	1,392	1,486	2,215	1,593	1,172
	件数	174	160	268	296	215

(13) 医療費の適正化

ア 不正利得

被保険者証の不正使用、虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

イ 不当利得

社会保険への遡及加入等の理由で、国保の被保険者資格がない期間に国保の被保険者証を使用して保険給付を受けた場合、当該保険給付を受けた者に対し、不当利得として保険給付費の返還請求を行う。

ウ 第三者行為

被保険者が交通事故などの他者が係る行為が原因で医療の必要が生じた場合、その医療費等は事故の当事者（第三者）が損害賠償の責任の度合に応じて負担することが原則である。

しかし、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、国民健康保険法第 64 条第 1 項に基づき、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者に保険給付費を請求している。

公害健康被害の補償等に関する法律により大気汚染または水質汚濁による公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が損害賠償の責任を負う第三者となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対し、保険給付費を請求する。

返納金等の調定状況

(金額単位：千円)

		28	29	30	元	2
不正利得 ・不当利得	金額	21,645	38,365	32,311	53,089	30,656
	件数	1,634	2,253	2,348	2,059	1,608
第三者 行為	金額	40,228	47,815	33,134	54,385	24,496
	件数	1,016	929	843	1,005	777
合計	金額	61,873	86,181	65,445	107,473	55,152
	件数	2,650	3,182	3,191	3,064	2,385

現年調定分のみ（繰越分は含まない。）

第三者行為には公害補償分を含む。件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数

エ 診療報酬明細書の点検

保険医療機関等から提出された診療報酬明細書（レセプト）について点検を行う。

資格点検

被保険者の資格を点検し、資格がないものを保険医療機関等に返戻する。

内容点検

- ・ 診療内容を点検し、疑義のあるものについて、再審査を請求する。
- ・ 記載事項を点検し、誤りや不足があるものを、保険医療機関等に返戻する。

なお、平成8年度から専門的に内容点検に従事するレセプト点検員を採用し、平成20年1月からは電子化されたレセプトによる点検を実施している。

診療報酬明細書の点検状況

(金額単位：千円)

		28	29	30	元	2
資格点検の 結果による	金額	114,426	120,351	98,084	92,422	88,385
	件数	12,800	12,959	12,042	11,613	9,400
内容点検の 結果による	金額	108,387	131,511	168,646	360,670	293,178
	件数	9,655	8,219	10,433	13,757	11,752
合計	金額	222,813	251,862	266,731	453,092	381,563
	件数	22,455	21,178	22,475	25,370	21,152

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数

オ 医療費通知

医療費の適正化に向けて、被保険者が自身の受診を振り返り、医療費と健康に対する認識を深める機会とするため、被保険者に医療費の額などを通知する。（年2回）

医療費通知の発送状況

(単位：件)

発送回	28	29	30	元	2
1回目(8月)	86,008	82,182	78,429	77,667	74,733
2回目(2月)	82,690	80,139	78,182	76,870	79,532

カ 後発医薬品利用差額通知

後発医薬品に切り替えた場合に薬代の負担軽減額が一定額以上見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。(年3回)

後発医薬品利用差額通知の発送状況

(単位：件)

発送回	28	29	30	元	2
1回目(7月)	5,040	6,129	6,131	5,391	4,372
2回目(10月)	4,882	10,086	6,116	5,418	4,583
3回目(2月)	4,496	7,620	5,266	4,715	5,586

キ 柔道整復師施術状況調査

柔道整復師の施術を受けた被保険者のうち、多部位、長期、頻回等の傾向がある者を対象に診療年月、日数、支払金額と負傷原因等を記載してもらうためのアンケート調査を実施している。

これは、平成24年3月12日保国発0312第1号「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」により、柔整療養費の適正化への取組の一環として示されたもので、施術の状況等を確認し、支給の適正化に取り組んでいる。

調査実施状況

(単位：件)

	28	29	30	元	2
7月実施	285	388	94	106	172

ク 重複・頻回受診者の訪問指導

疾病や薬剤に対する正しい知識の普及に努め、疾病の早期の治癒と健康の保持増進を図るため、医療機関等を重複・頻回受診している被保険者に対し、保健師等による訪問相談を行う。

訪問指導実施状況

(単位：人)

実施内容		28	29	30	元	2
初回	対象	47	97	191	197	199
	訪問	1	1	61	36	42
2回目	対象	32	68	61	36	53
	訪問	0	0	22	11	11
電話実施		98	58	27	16	65

6 保健事業

国保法第 82 条および区条例第 13 条に基づき、被保険者の健康の保持増進および医療費の適正化のために必要な事業（保健事業）を行っている。

(1) 練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成 30 年度に、「第二期データヘルス計画（保健事業の実施計画）」と、「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」を策定した。

本計画では、健康・医療情報を活用し、P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、計画の全体目標を掲げるとともに、保健事業ごとに成果指標を設定し、事業の評価にも取り組んでいる。

令和 2 年度には、計画策定時に設定した目標、個別事業および指標について達成状況を評価し、計画後期の保健事業に反映することを目的に中間評価を実施した。

(2) 特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年度から、40 歳～74 歳の被保険者に対して内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

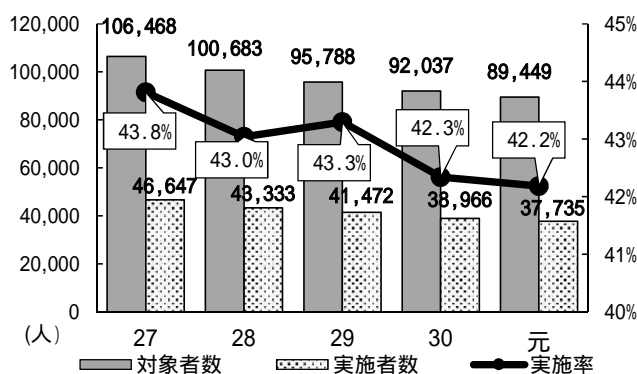
令和元年度の実施率は、特定健康診査が前年度から 0.1 ポイント減少し 42.2%、特定保健指導が前年度から 5.4 ポイント減少し 13.4%である。

特定健康診査・特定保健指導の実施状況

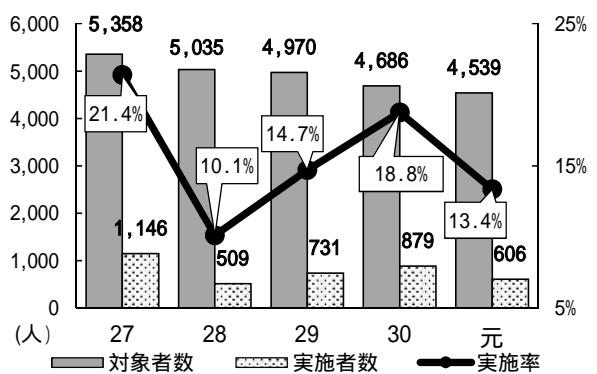
		27	28	29	30	元	2
特定健康診査	対象者	106,468 人	100,683 人	95,788 人	92,037 人	89,449 人	88,419 人
	実施者	46,647 人	43,333 人	41,472 人	38,966 人	37,735 人	34,296 人
	実施率	43.8%	43.0%	43.3%	42.3%	42.2%	38.8%
特定保健指導	対象者	5,358 人	5,035 人	4,970 人	4,686 人	4,539 人	4,311 人
	実施者	1,146 人	509 人	731 人	879 人	606 人	585 人
	実施率	21.4%	10.1%	14.7%	18.8%	13.4%	13.6%

いずれの年度も法定報告値。令和 2 年度は未確定値（令和 3 年 7 月末日現在）

特定健康診査の経年変化



特定保健指導の経年変化



(3) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨

特定健康診査の実施率向上を目指し、特定健康診査の対象者の特性および過去の健診結果に応じて、受診勧奨通知を送付している。

また、特定保健指導の未利用者に対して、過去の利用状況やリスク等に応じて手紙や電話による利用勧奨を行っている。

特定健康診査受診・特定保健指導利用勧奨実施状況 (単位：件)

	28	29	30	元	2
特定健康診査受診勧奨	14,737	14,470	13,378	16,478	14,003
特定保健指導利用勧奨	4,172	3,791	3,641	3,513	3,969

(4) 糖尿病重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化を予防し、医療費の適正化および対象者のQOL(生活の質)の維持・向上を目指すため、糖尿病重症化のリスクが高い者に対して、医療機関の受診勧奨および保健指導を行っている。

受診勧奨および個別支援実施状況 (単位：件)

	28	29	30	元	2
医療機関受診勧奨	88	60	142	162	131
面談等による個別支援 (保健指導)	13	13	17	30	32

(5) 保養施設

近隣の宿泊施設と協定を結び、一般よりも低廉な料金で被保険者の利用に供している。平成21年度からは、後期高齢者医療制度加入者も利用できることとした。

保養施設利用状況 (単位：施設・件・人)

	28	29	30	元	2
協定施設数	16	14	14	11	11
利用件数	23	24	17	29	24
利用延べ人数	60	63	34	68	46

後期高齢者医療制度加入者分含む。

7 趣旨普及

国民健康保険事業の円滑な運営のため、事業の内容についてしおり等の発行やねりま区報、区ホームページによる周知を行い、趣旨普及の徹底を図った。

(1) 印刷物による周知

印刷物名	内容	作成部数
国保のしおり	国民健康保険制度・事業の案内	130,000 部
国保のお知らせ	保険料・給付・保健事業等の案内	160,000 部
ねりまの国保	事業概要	350 部
外国語版国民健康保険ガイドブック(区独自版)	国民健康保険制度・事業・手続の案内(英・中・韓・ベトナム・ネパール)	8,900 部
ジェネリック医薬品希望シール	ジェネリック医薬品の普及促進	140,000 部

(2) ねりま区報による周知

令和2年度は、下記の記事を掲載した(区報は、毎月1・11・21日発行)。

掲載号	掲 載 記 事
4月1日号	安心して医療サービスを受けるために～医療費を大切に
	今年度の保険料率が決まりました
	失業した方の保険料を軽減します
	生活習慣病に関する講座を企画・運営する団体を募集
4月11日号	4月19日(日)・26日(日)に臨時電話相談会を実施(国民健康保険料の納付相談)
4月21日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
	4月26日(日)に臨時電話相談会を実施(国民健康保険料の納付相談)
5月15日号	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報(国民健康保険料の納付猶予)
5月21日号	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報(国民健康保険料の納付猶予)
6月11日号	令和2年度の納入通知書を6月18日(木)に発送
6月21日号	(新型コロナウイルス感染症関連情報)保険料を減額・免除します
	(新型コロナウイルス感染症関連情報)傷病手当金を支給します
	医療費の負担が軽くなると思われる方へ～基準収入額適用申請書を送付
	国民健康保険事務の特定個人情報保護評価書(素案)にご意見を
7月1日号	限度額適用認定証などが新しくなります
7月11日号	新しい高齢受給者証を7月20日(月)に発送
7月21日号	(新型コロナウイルス感染症関連情報)保険料を減額・免除します
	保険料に未納がある方は納付相談を
8月1日号	国民健康保険運営協議会の委員を募集

掲 載 号	記 事 名
9月11日号	特定健康診査の受診はお済みですか
10月1日号	新型コロナウイルス感染症に関する給付・貸付 (国民健康保険料の減免・納付猶予、傷病手当金)
10月21日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書を変更 (新型コロナウイルス感染症関連情報) 傷病手当金の適用期間を12月31日(木)まで延長します
11月1日号	11月～来年3月納期分の納付書を発送
	保険料の減額・免除の相談を
11月21日号	新型コロナウイルス感染症に関する給付・貸付 (国民健康保険料の減免・納付猶予、傷病手当金)
12月1日号	医療費と介護サービス費が高額な方へ 自己負担限度額を超えた世帯に申請書を送付
12月11日号	12月納期分保険料の納期限は1月4日(月)
12月21日号	(新型コロナウイルス感染症関連情報) 傷病手当金の適用期間を3月31日(水)まで延長します
	1月4日(月)から 国民健康保険料の納付がますます便利に!
臨 時 号	新型コロナウイルス感染症に関する給付・貸付 (国民健康保険料の減免・納付猶予、傷病手当金)
1月11日号	葬祭費を支給・交通事故などでケガをしたときは届け出を
2月1日号	退職前に考えましょう 退職後の健康保険
	国民健康保険料の正しい算定のために税金の申告を
2月11日号	保険料仮徴収のお知らせを2月17日(水)に発送
2月21日号	有料広告を募集～国民健康保険料の納付書送付用の封筒
3月1日号	(新型コロナウイルス感染症関連情報) 保険料を減額・免除します
3月11日号	3月22日(月)から 国民健康保険料の納付窓口が区役所本庁舎4階に移転します
3月21日号	4月から 住民税などがPayPay 請求書払いで納付できます
	(新型コロナウイルス感染症関連情報) 傷病手当金の適用期間を6月30日(水)まで延長します

(3) ホームページによる案内

区ホームページの「暮らし・手続き」を通じて、国民健康保険制度の概要、加入・脱退、保険料、各種給付等を案内している。あわせて、下記冊子を掲載し、PDFデータにより配布している。

冊子名	内容
国保のしおり	国民健康保険制度・事業の案内
ねりまの国保	事業概要
外国語版国民健康保険ガイドブック(区独自版)	国民健康保険制度・事業・手続の案内 (英・中・韓・ベトナム・ネパール)
外国語版国民健康保険ガイドブック(都共通版)	国民健康保険制度の概要 (英・中・韓・ベトナム・ネパール)

8 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業に関する重要な事項を審議するために、区市町村に設置される長の諮問機関である。

協議会の審議事項

- 国民健康保険に関する条例、規則等の制定および改廃に関すること
- 療養の給付の充実および改善に関すること
- 保険料の賦課徴収方法に関すること
- その他、区長が国民健康保険事業の運営上、重要と認める事項

委員の定数 24名 任期3年

- 被保険者代表委員 7名
区政への区民参加の充実を図るため、平成13年度より公募を行っている。
- 保険医または保険薬剤師代表委員 7名
- 公益代表委員 7名
- 被用者保険等保険者代表委員 3名

練馬区国民健康保険運営協議会委員（敬称略）

令和3年8月1日現在

	氏名	職業等
被保険者代表	石原 秀男	公募委員
	岩橋 栄子	公募委員
	上月 とし子	公募委員
	嶋村 英次	公募委員
	関 洋一	公募委員
	武川 篤之	公募委員
	新井 美代子	公募委員
医師・歯科医師・ 薬剤師代表	内田 寛	練馬区医師会副会長
	佐藤 健一	練馬区医師会保険部担当理事
	仁木 高志	練馬区医師会保険部担当理事
	浅田 博之	練馬区歯科医師会副会長
	鳥越 博貴	練馬区歯科医師会保険担当理事
	會田 一恵	練馬区薬剤師会理事
	斎藤 恭子	練馬区薬剤師会理事
公益代表	小泉 純二	区議会議員
	かわすみ 雅彦	区議会議員
	星野 あつし	区議会議員
	井上 勇一郎	区議会議員
	坂尻 まさゆき	区議会議員
	本橋 秀次	社会保険労務士会城北統括支部練馬支部長
	今井 伸	十文字学園女子大学教授
被用者保 険等代表	池島 拓	アドバンテスト健康保険組合事務長
	上田 耕一	タムラ製作所健康保険組合常務理事

【令和2年度】

第1回 令和2年10月27日(火)

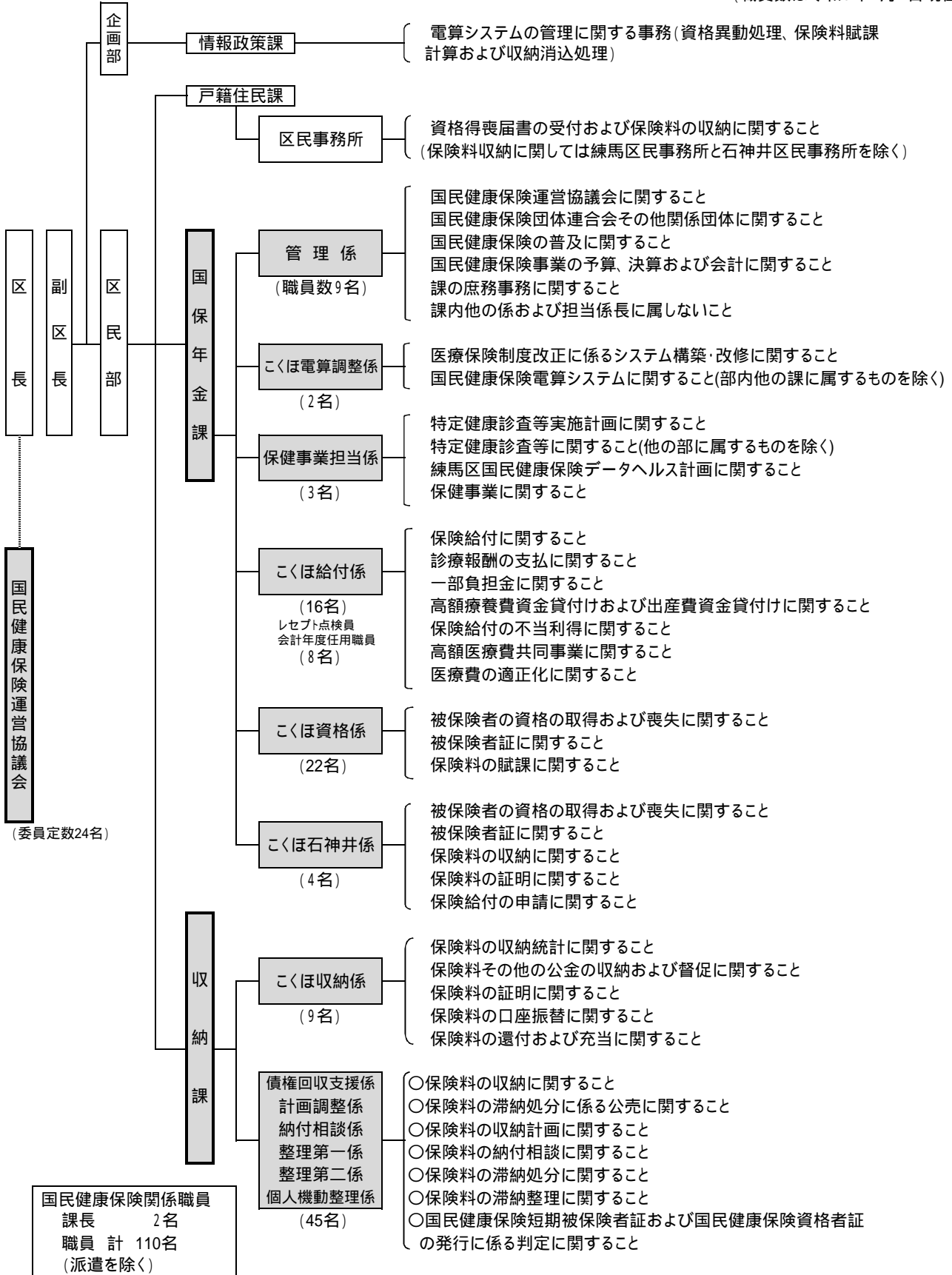
- 1 委嘱状の交付
- 2 会長代理選出
- 3 報告事項
 - 練馬区国民健康保険条例の改正について
 - 令和2年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について(報告)
 - 令和元年度国民健康保険料の収納状況について(報告)
 - オンライン資格確認の導入について
- 4 その他
 - 練馬区国民健康保険データヘルス計画中間見直しについて

第2回 令和3年2月25日(木)

- 1 諮問事項
 - 練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)
- 2 報告事項
 - 令和2年度保険者努力支援制度(区市町村分)の結果について
 - 国民健康保険料口座振替手続きの新たなサービスの導入等について
- 3 その他
 - 「高齢者みんな健康プロジェクト」の実施について

9 組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）

（職員数は令和3年4月1日現在）



昭和45年	4月	・ 葬祭費..... 8,000円
	6月	・ 区条例の条文について、所得割算定に関する用語を明確化 ・ 地方税法の改定に伴い、延滞金の計算を日歩から年利に変更
昭和46年	10月	・ 保険料納入を戸別訪問徴収から納入通知書の郵送による自主納付に変更開始
昭和47年	4月	・ 保険料の賦課、督促、被保険者の異動状況等について電算処理開始
	12月	・ 外国人登録法の規定により外国人登録原票に登録されている全ての外国人に対して国保適用
昭和48年	1月	・ 国の施策として70歳以上の老人医療費の無料化
	12月	・ 30,000円を超える一部負担金について高額療養費の支給開始（任意給付）
昭和49年	4月	・ 4係（「管理係」・「資格賦課係」・「保険料第一係」・「保険料第二係」）から6係（「管理係」・ 「給付係」・「保険料係」・「資格賦課係」・「整理第一係」・「整理第二係」）に組織改正 ・ 助産費..... 20,000円 ・ 葬祭費..... 10,000円
	10月	・ 賦課限度額 80,000円（昭和49年10月1日施行のため、昭和49年度は半年分40,000円） ・ 保険料特例減免制度実施
昭和50年	4月	・ 保険料訪問徴収制度廃止。完全自主納付制度となる。
昭和51年	2月	・ 高額療養費が法定給付となる。
	4月	・ 助産費..... 40,000円
	8月	・ 高額療養費自己負担限度額を39,000円に改定
昭和52年	4月	・ 保険料消込事務に、光学文字読取装置（OCR）導入
昭和53年	4月	・ 助産費..... 60,000円 ・ 葬祭費..... 20,000円 ・ 高額療養費貸付制度の新設
昭和55年	4月	・ 区条例により、保険料納付義務者を明文規定 ・ 助産費..... 80,000円 ・ 葬祭費..... 30,000円
昭和56年	4月	・ 保険料に関する申告義務についての規定の新設 ・ 保険料減額の特例に関する区条例の記述のうち「昭和50年度から56年度までの各年度分の保険料の減額に限り」の規定を削除
昭和57年	4月	・ 所得割の算定基準を前年度住民税から当該年度住民税に改定 ・ 助産費..... 100,000円 ・ 賦課額算定の特例に関する規定の新設 ・ 賦課額の修正の申出に関する規定の新設
	9月	・ 条例第24条の2（保険料の減免の特例規定）を削除 ・ 高額療養費自己負担限度額を45,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）
昭和58年	1月	・ 高額療養費自己負担限度額を51,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）
	2月	・ 老人保健法施行 外来 1か月 400円 入院 1日 300円（ただし2か月を限度とする。）

昭和59年 10月	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法等の一部を改正する法律の施行 退職者医療制度の創設 給付率.....退職者本人および被扶養者入院... 8割 被扶養者外来..... 7割 特例療養費制度の創設 高額療養費制度の改定 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を30,000円に引き下げ 多数該当（自己負担限度額30,000円、非課税世帯は21,000円）、世帯合算（同51,000円、30,000円）、長期高額疾病（自己負担限度額10,000円）の各制度創設
昭和61年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 助産費..... 130,000円 葬祭費..... 50,000円
5月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を54,000円に引き上げ（非課税世帯は据置き）
昭和62年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1か月 800円 入院 1日 400円
平成元年 6月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を57,000円（非課税世帯は31,800円）に引き上げ 多数該当4回目からの自己負担限度額を33,000円（非課税世帯は22,200円）に引き上げ
平成2年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 電算オンラインシステム導入（住民基本台帳、国保、納課税の情報を電算で結合し、事務処理を行う）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯への医療助成制度（都）実施
平成3年 5月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を60,000円（非課税世帯は33,600円）に引き上げ
平成4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1か月 900円 入院 1日 600円
4月	<ul style="list-style-type: none"> 助産費..... 240,000円 厚生部から区民部への組織改正に伴い、係の名称を「管理係」を「こくほ管理係」に、「給付係」を「こくほ給付係」に、「保険料係」を「こくほ収納係」に、「資格賦課係」を「こくほ資格係」に、「整理第二係」を「こくほ石神井係」に変更
平成5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1か月 1,000円 入院 1日 700円 3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（区）実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を63,000円（非課税世帯は35,400円）に引き上げ 多数該当4回目からの自己負担限度額を37,200円（非課税世帯は24,600円）に引き上げ
平成6年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（都）実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金..... 300,000円（助産費・育児手当金を統合） 訪問看護療養費、入院時食事療養費、移送費の創設
平成7年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の改正によるスライド改定の実施 外来 1か月 1,010円
10月	<ul style="list-style-type: none"> 結核予防法・精神保健法（現：精神保健福祉法）の一部改正（平成7年7月より施行） 結核予防法および精神保健福祉法適用医療の負担方式を公費優先から保険優先に変更 結核・精神医療給付金の創設

平成8年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の改正によるスライド改定の実施 外来 1か月 1,020円 入院 1日 710円 組織改正により、「こくほ特別整理主査」を設置
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を63,600円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）
平成9年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費..... 60,000円
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 外来薬剤にかかる一部負担金の創設 従来の3割負担に加えて、以下のとおり一部負担金がかかる。 内服薬 投薬ごとに1日分につき1種類0円、2～3種類30円、4～5種類60円、6種類100円 外用薬 投薬ごとに1種類50円、2種類100円、3種類150円 頓服薬 投薬ごとに1種類10円 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1日 500円（一診療科ごとに1か月に4回 合計2,000円を限度） 入院 1日 1,000円（非課税世帯の老齢福祉年金受給者は1日500円） 外来の場合、1日500円の外に薬剤の内容と種類に応じて一部負担金がかかる。
平成10年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費..... 70,000円 出産育児一時金..... 350,000円 老人保健制度の一部負担金の引き上げ 入院 1日 1,100円 就学前の幼児の医療助成制度（区）実施（平成10年12月31日まで所得制限あり） 組織改正により、「こくほ特別整理主査」を廃止し、「こくほ計画主査」を新設
平成11年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健制度の一部負担金の引き上げ 外来 1回 530円 入院 1日 1,200円
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健制度において、薬剤一部負担金を当分の間免除
平成12年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 特別区国民健康保険事業調整条例の廃止 介護保険法および国民健康保険法の一部を改正する法律の施行 第2号被保険者からの介護納付金賦課額分保険料の賦課徴収開始 組織改正により、「こくほ計画主査」を廃止
平成13年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 海外療養費制度の創設 高額療養費の自己負担限度額について、医療費に応じた負担を追加、上位所得者区分を新設 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担（病床数により月額上限異なる） 診療所 定率1割負担または1日800円（一月4回限度） 入院 定率1割負担（医療機関ごとに上限あり） 薬剤 一部負担金の廃止
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により、「こくほ計画主査」を新設 国民健康保険運営協議会委員のうち、被保険者代表委員（7名）の公募を開始 保険料滞納者対策の強化

平成14年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担(病床数により月額上限異なる。) 診療所 定率1割負担または1日850円(一月4回限度) 保険料を当初(4月)・本算定(7月)の2回賦課方式から、本算定(6月)の1回賦課方式に変更 出産育児一時金貸付制度新設 組織改正により、「こくほ計画主査」を廃止
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健制度改正 昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳から老人保健の対象 高齢受給者証の新設 昭和7年10月1日以降に生まれた方は70歳から74歳まで同証を使用 一部負担金の割合の改正 3歳未満 = 2割負担、70歳以上 = 1割負担(一定以上所得者2割) 70歳以上の(老健対象者以外)薬剤一部負担金廃止 高額療養費の自己負担限度額の変更
平成15年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証のカード化 一人一枚となる。 高額医療費共同事業の創設 一部負担金の割合の改正 薬剤一部負担金の廃止 3歳以上70歳未満はすべて3割負担 高額療養費の自己負担限度額の変更 結核・精神医療給付金の支給対象を住民税非課税の者とする。 出産育児一時金委任払開始 組織改正により国民健康保険課と国民年金課を統合し、「国保年金課」となる。
平成16年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託収納員による保険料の納付勧奨と収納の開始
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により、「こくほ管理係」を「管理係」に名称を変更
	6月	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ収納開始
平成17年	3月	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険保健事業の見直しにより、夏期保養施設事業を廃止
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業として、日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を開始 健康増進啓発事業として、健康増進啓発パンフレットを国保加入全世帯に配付
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上所得者の判定基準額の変更
平成18年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の施行に伴い、精神医療給付金の給付割合などを変更 公的年金等控除などの見直しに伴う経過措置として、保険料算定時の特別控除および均等割額軽減基準の緩和を実施(2年間) 国民健康保険料滞納整理事務について派遣業務委託を開始 「こくほ整理係」を「こくほ整理第一係」、「こくほ整理第二係」、「こくほ特別整理係」の3係に再編
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法等の一部を改正する法律の施行 高額医療費共同事業の継続(平成18年度から21年度まで)
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 70歳から74歳の方の一部負担金の割合にかかる現役並み所得者の判定基準額の変更 70歳から74歳の方の一部負担金の自己負担限度額にかかる低所得者 の対象範囲を拡大 公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並所得に移行する70歳以上の高齢者の自己負担限度額を据え置き(平成18年8月から2年間)

平成18年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の現役並み所得者の一部負担金の割合の変更（2割から3割へ） ・ 特定療養費の廃止、保険外併用療養費および入院時生活療養費の新設 ・ 一部負担金の自己負担限度額にかかる70歳未満の上位所得者の判定基準額の変更 ・ 高額療養費の自己負担限度額の変更 ・ 保険財政共同安定化事業の創設（平成18年度から21年度まで）
平成19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正により、「特定健診・保健指導計画主査」を新設。また、「こくほ整理第一係」と「こくほ整理第二係」を統合し、「こくほ整理係」とする。 ・ 住民税率フラット化に伴い、特別区独自の激変緩和措置を講じる。（平成19年度） ・ 70歳未満の加入者を対象とした、入院に係る高額療養費の現物給付を開始
平成19年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料未納者対策として、納付案内事業を開始
平成20年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区特定健康診査等実施計画（平成20年度～24年度）の策定
平成20年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療制度新設 75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方）は後期高齢者医療制度に移行 ・ 一部負担金の割合の改正 乳幼児の一部負担金2割の対象者が義務教育就学前までに拡大 70歳から74歳の方の一部負担金1割の方（現役並み所得者は3割）は原則2割に（ただし平成21年3月までは1割に据え置き） ・ 高額医療・高額介護合算制度新設 ・ 療養病床入院時の食事・居住費対象年齢変更（65歳以上） ・ 退職者医療制度廃止（対象年齢を65歳未満に改正。新規加入は平成26年度まで経過措置） ・ 住民税フラット化に伴う特別区独自の激変緩和措置（平成20年度） ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施 ・ 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置 後期高齢者医療制度への移行により国保加入世帯員が減少した場合、減額判定の人数に旧国保加入者を含める（5年間）。 被用者保険などの被扶養者で、加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保に加入することになった65歳以上の方の保険料を、所得割額は全額免除、均等割額は5割に軽減する。（旧被扶養者減免制度）（2年間） ・ 公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴う70歳以上の高齢者の自己負担限度額の据え置き措置の終了（平成20年7月終了）
平成21年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金…… 380,000円（産科医療保障制度の創設に伴う引き上げ）
平成21年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きを平成22年3月まで延長 ・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行
平成21年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第1回）
平成21年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金…… 420,000円 ・ 出産育児一時金の直接支払制度開始

<p>平成22年 4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正により「国保収納担当課」を新設し、「こくほ収納係」、「こくほ整理係」、「こくほ特別整理係」を国保年金課から移行。「後期高齢者保険料係」・「後期高齢者資格係」を高齡社会対策課から国保年金課へ移行 ・ 非自発的失業者に対する軽減措置開始 失業者の前年所得のうち給与所得を 30/100とみなして保険料を計算し、高額療養費や高額介護合算療養費の自己負担限度額を判定する。 ・ 条例減額の軽減割合を改正 <ul style="list-style-type: none"> 1号世帯 6割軽減から7割軽減へ改正 2号世帯 4割軽減から5割軽減へ改正 3号世帯 2割軽減を新設 ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きを平成23年3月まで延長 ・ 旧被扶養者減免制度（後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置）の実施期間を2年間としていたところを当分の間となった。 ・ 高額医療費共同事業の継続（平成22年度から25年度まで） ・ 保険財政共同安定化事業の継続（平成22年度から25年度まで） ・ 保険料収納窓口業務の一部を委託開始 ・ 保険料のモバイルレジ収納開始 ・ 宿泊保養施設事業を後期高齢者医療制度と合同で実施 ・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行を高校生世代以下に拡大 <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の年金からの引き落とし（特別徴収）開始
<p>平成23年 3月</p> <p>4月</p> <p>9月</p> <p>10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災のり災者にかかる保険料および一部負担金の減免の実施 ・ 日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を廃止 ・ 組織改正により「国保収納担当課」を廃止し、「こくほ収納係」、「こくほ整理係」、「こくほ特別整理係」を収納課へ移行。国保年金課に「制度改正担当係」を新設 ・ 所得割額保険料の算定方式を住民税方式から、旧ただし書き方式に変更 ・ 旧ただし書き方式への移行に伴う保険料の経過措置（平成23年度から24年度まで） ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きを平成24年3月まで延長 ・ 出産育児一時金の受取代理制度開始 ・ こくほ健康力No.1プロジェクトの創設（平成23年度から25年度まで） <p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第2回） <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保総合システムの導入 ・ 柔道整復療養費支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託

平成24年	3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正により「こくほ特別整理係」を廃止 ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きを平成25年3月まで延長 ・ 外来診療における高額療養費の現物給付化 ・ 財政基盤強化策の延長（平成22年度から25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業）について、1年間（平成26年度まで）延長する。）
	7月 8月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録制度を廃止し、適法に3か月を越えて在留する等の外国人であって住所を有する者を、住民基本台帳法の適用対象とする。 ・ 一部負担金、高額療養費、高額介護合算療養費の所得区分について、扶養控除と同額の「所得調整控除」を創設 ・ 被保険者証の性別表記について裏面の備考欄への記載が可能となった。 ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知の実施
平成25年	3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の策定 ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成26年3月まで延長 ・ 住民税非課税者に対する減額措置 平成25年度保険料について旧ただし書き所得の50%を控除して所得割額を計算する。 ・ 国保料の軽減判定時、国保から後期高齢者医療制度に移行した「特定同一世帯所属者」を算定に含める特例措置を恒久化 ・ 所得割額保険料の算定方式が全国的に旧ただし書き方式に統一
平成26年	3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（平成26年度～29年度）を策定 ・ 組織改正により、「特定健診・保健指導計画担当係」を「保健事業担当係」に名称を変更（一部事務の移管） ・ 保険料算定の賦課総額に高額療養費にかかる費用の一部を算入 ・ 条例減額の2号（5割軽減）・3号（2割軽減）対象者を拡大するため、判定基準を変更 ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の方のうち、昭和19年4月1日以前に生まれた方で一部負担金2割（本則）の方は公費負担により1割に据え置き ・ 住民税非課税者に対する減額措置 平成26年度保険料について旧ただし書き所得の25%を控除して所得割額を計算する。 ・ 国民健康保険窓口受付（こくほ給付係・こくほ資格係・こくほ石神井係）等業務の委託開始 ・ 嘱託収納員による保険料の納付勧奨等の廃止
平成27年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費の自己負担限度額の区分変更 70歳未満の方の所得区分を、現行の3段階から5段階に細分化し、世帯の旧ただし書き所得の合計額に応じて、自己負担限度額を変更（70歳以上の方の所得区分・自己負担限度額は据え置き） ・ 高額療養費の自己負担限度額区分の変更に伴い、一部負担割合の2割負担の判定基準を変更

平成27年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税者に対する減額措置の終了 退職者医療制度の新規加入者への適用が終了 <p>平成26年度末までに対象となった方には「退職者医療制度被保険者証」を継続交付</p>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 国の特定個人情報保護評価委員会に、社会保障・税番号制度における「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を提出
平成28年	1月	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度開始に伴い、加入・脱退届出等の際に、個人番号確認書類が必要となる。
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画（データヘルス計画）（平成27年度～29年度）を策定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割軽減対象を改定 <p>均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院時食事代の負担額を360円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）
平成29年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割軽減対象の改定 <p>均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。</p>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険制度改革に伴い、特定個人情報保護評価の再実施
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の上限額および入院時生活療養費の負担額の変更
	11月	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを用いた情報連携の本格運用を開始
平成30年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険制度改革に伴い、東京都と国民健康保険制度の共同運営を開始 練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 練馬区第三期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 保険料均等割軽減対象の改定 <p>均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。</p>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の区分細分化
平成31年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割軽減対象の改定 <p>均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 還付加算金および充当加算金の加算を開始 旧被扶養者減免制度について、所得割額を当分の間免除、均等割額を最大2年間5割に減額に変更
令和2年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割軽減対象の改定 <p>均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料の納付を原則口座振替とした（特別徴収を除く）
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給を実施（令和2年1月から規則で定める日まで） 令和2年度および令和2年2月1日以降に納期限がある平成31年度分保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に係る保険料の減免を実施
	9月	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の導入に伴い、特定個人情報保護評価を再実施
令和3年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料のモバイルレジックレジット、LINE Pay請求書支払収納開始
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により、「制度改正担当係」を「こくほ電算調整係」に名称を変更（一部事務の移管） 「収納課こくほ整理係」を廃止し、収納課の徴収系各係に移行した（徴収一元化）。 保険料のPayPay請求書払い収納開始 新型コロナウイルス感染症対策とした傷病手当金の支給の対象期間を延長（適用期間については、規則で定める。） 令和3年度および令和3年4月1日以降に納期限がある令和2年度分保険料について、新型コロナウイルス感染症対策の影響により収入が減少した世帯等に係る保険料の減免を実施

11 保険料率等の推移

年度	基礎(医療)分			後期高齢者支援金分			介護分		
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割額	賦課 限度額
昭和 34 年度	95/100	600 円	5 万円	(平成 20 年度から)			(平成 12 年度から)		
35 年度									
36 年度									
37 年度									
38 年度									
39 年度									
40 年度									
41 年度									
42 年度									
43 年度									
44 年度									
45 年度									
46 年度									
47 年度									
48 年度									
49 年度									
50 年度									
51 年度									
52 年度									
53 年度									
54 年度									
55 年度									
56 年度									
57 年度									
58 年度									
59 年度									
60 年度									
61 年度									
62 年度									
63 年度									
平成 元年度									
2 年度									
3 年度									
4 年度									
5 年度									

年 度	基礎(医療)分			後期高齢者支援金分			介護分					
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割額	賦課 限度額			
6年度	133.7/100	15,900 円	50 万円	(平成 20 年度から)			(平成 12 年度から)					
7年度	119/100	16,800 円										
8年度	155/100	19,500 円	52 万円									
9年度	162/100	22,500 円										
10年度	187/100	26,100 円	53 万円									
11年度												
12年度	194/100									17/100	7,200 円	7 万円
13年度		27,300 円								22/100	8,100 円	
14年度										23/100	7,800 円	
15年度	204/100	29,400 円								29/100	9,000 円	
16年度	208/100	30,200 円								37/100	10,800 円	8 万円
17年度		32,100 円		43/100	12,000 円							
18年度	182/100	33,300 円		40/100								
19年度	124/100	35,100 円		26/100		9 万円						
20年度	90/100	28,800 円	47 万円	27/100	8,100 円	12 万円	19/100	11,100 円				
21年度	68/100	27,600 円		26/100	9,600 円		13/100	10 万円				
22年度	80/100	31,200 円	50 万円	23/100	8,700 円	13 万円	14/100	12,000 円				
23年度	6.13/100		51 万円	1.96/100		14 万円	1.41/100	13,200 円				
24年度	6.28/100	30,000 円		2.23/100	10,200 円		1.55/100	14,100 円				
25年度	6.02/100	30,600 円		2.34/100	10,800 円		1.76/100	15,000 円				
26年度	6.30/100	32,400 円		2.17/100		16 万円	1.63/100	15,300 円				
27年度	6.45/100	33,900 円	52 万円	1.98/100		17 万円	1.48/100	14,700 円				
28年度	6.86/100	35,400 円	54 万円	2.02/100		19 万円	1.53/100					
29年度	7.47/100	38,400 円		1.96/100	11,100 円		1.54/100	15,600 円				
30年度	7.32/100	39,000 円	58 万円	2.22/100	12,000 円		1.61/100					
31年度	7.25/100	39,900 円	61 万円	2.24/100	12,300 円		1.62/100					
令和 2年度	7.14/100		63 万円	2.29/100	12,900 円		1.98/100					
3年度	7.13/100	38,800 円		2.41/100	13,200 円	2.52/100	17,000 円					

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表

（令和 2年度）

都道府県名	東京都				
保険者名	練馬区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2 0

事業開始年月日	昭和36年12月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	100,103					
被保険者数	総数	140,627	3,185	46,344	24,391	3,698
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	140,627	3,185	46,344	24,391	3,698

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	101,640					
被保険者数	総数	143,256	3,111	46,570	23,909	3,554
	退職被保険者等	1	0			
	一般被保険者	143,255	3,111	46,570	23,909	3,554

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	50,807	51,502
介護保険第2号世帯数	44,055	44,566

	年度平均
標準負担額の減額状況	3,252

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	139

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		9,551	3,630	19,585	343	393	1	1,193	31,066
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		10,029	3,063	16,750	742	806	3,814	2,467	34,608

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	80	1	81

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	結核医療給付金 精神医療給付金	作成者 氏 名	印
----	--------------------	------------	---

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(令和 2 年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

収入				支出					
科目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税V	一般被保 険者分	医療給付費分	11,724,545,484			総務費	療養給付費	32,267,964,568	
		後期高齢者支援金分	3,714,471,699	3,714,471,699			療養費	503,944,730	
		介護納付金分	1,518,560,701		1,518,560,701		小計	32,771,909,298	
		一般被保険者分計	16,957,577,884	3,714,471,699	1,518,560,701		高額療養費	4,696,005,555	
							高額介護合算療養費	8,214,348	
	退職被保 険者分	医療給付費分	1,265,506				移送費	0	
		後期高齢者支援金分	372,552	372,552			出産育児諸費	163,850,249	
		介護納付金分	314,226		314,226		葬祭諸費	48,440,000	
		退職被保険者等分計	1,952,284	372,552	314,226		育児諸費	0	
		計	16,959,530,168	3,714,844,251	1,518,874,927		その他	55,899,092	
国庫支出金		439,397,000			給付費	一般被保険者分計	37,744,318,542		
都道府県支出金 △交付金V	保険給付費等交付金(普通交付金)	37,790,409,198				療養給付費	417,515		
	保険者努力支援分	217,915,000				療養費	10,664		
	特別調整交付金分	534,718,000				小計	428,179		
	都道府県繰入金(2号分)	320,232,000				高額療養費	41,091		
	特定健康診査等負担金	164,242,000				高額介護合算療養費	0		
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	1,237,107,000				移送費	0		
財政安定化基金交付金	0			退職被保険者等分計		469,270			
その他	0			審査支払手数料		171,601,345			
計	39,027,516,198			計		37,916,389,157			
連合会支出金		0			国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者分	14,771,657,435		
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,981,429,920	441,236,760	175,437,600		退職被保険者等分	0		
	保険基盤安定(保険者支援分)	1,234,475,166	274,293,361	101,814,758		医療給付費分計	14,771,657,435		
	職員給与費等	1,246,084,445				一般被保険者分	4,829,415,497	4,829,415,497	
	出産育児一時金等	109,233,499				退職被保険者等分	0	0	
	財政安定化支援事業	0				後期高齢者支援金等分計	4,829,415,497	4,829,415,497	
	その他	839,494,210				介護納付金分	1,989,830,048		1,989,830,048
計	5,410,717,240	715,530,121	277,252,358	計		21,590,902,980	4,829,415,497	1,989,830,048	
直診勘定繰入金		0				財政安定化基金拠出金	0		
その他の収入		141,242,263				保健事業費	13,548,670		
					特定健康診査等事業費	623,797,410			
					健康管理センター事業費	0			
					計	637,346,080			
					保険給付費等交付金償還金	346,643,491			
					直診勘定繰出金	0			
					その他の支出	183,664,316	10,813,486	6,380,213	
小計(単年度収入) A		61,978,402,869	4,430,374,372	1,796,127,285	小計(単年度支出) B	62,006,224,529	4,840,228,983	1,996,210,261	
					単年度収支差(A-B)	-27,821,660	-409,854,611	-200,082,976	

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0		
繰越金 D	483,836,729			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	62,462,239,598			支出合計 (B+F+G+H)	62,006,224,529		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	456,015,069		
				うち次年度への繰越金 I	456,015,069		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	456,015,069	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高 g	0
その他の資産 d	0	その他の負債	0
資産合計 (a+b+c+d)	456,015,069	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	456,015,069

備考	作成者氏名	印
----	-------	---

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(令和2年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	17,192,931,634	15,731,085,285	53,462,399	79,664,303	1,382,182,046	5,698,251
	滞納繰越分	2,962,197,581	1,168,200,586	4,829,614	719,841,267	1,074,155,728	4,023,648
	計	20,155,129,215	16,899,285,871	58,292,013	799,505,570	2,456,337,774	9,721,899

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
△一般被保険者分 ▽	療養給付費	計	32,216,555,569	32,267,964,568	45,676,911	5,732,088	0
		現年度分(再掲)	32,216,555,569	32,267,964,568	45,676,911	5,732,088	0
	療養費	計	503,174,971	503,944,730	757,443	12,316	0
		現年度分(再掲)	503,174,971	503,944,730	757,443	12,316	0
		高額療養費	4,688,208,212	4,696,005,555	7,797,343	0	0
		高額介護合算療養費	8,214,348	8,214,348	0	0	0
		移送費	0	0	0	0	0
		その他の保険給付費	267,285,203	268,189,341	904,138	0	0

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.37	0.00	43,041	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.49	0.00	14,269	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.27	0.00	16,708	0

5. 備考

収 納 率			
現年分	滞納繰越分	計	
91.53%	39.49%	83.89%	
備考			作成者 氏名
			印

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 16,509,196	千円 1,364,756	千円 510,747	千円 27,427	千円 2,632,024	1増・(2)減	千円 110,928	千円 11,863,314		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 10,688,943	千円 0	千円 5,820,253	千円 0	% 7.14	% 0.00	円 39,900	円 0		
64.75%	0.00%	35.25%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 149,705,078	千円 0	103,391	45,893	3,709	340	2,433	145,871	千円 630	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(2)		③ 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
				(1) 4方式	(2) 3方式				
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 5,309,982	千円 441,237	千円 164,012	千円 8,808	千円 875,679	1増・②減	千円 37,057	千円 3,783,189		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,428,246	千円 0	千円 1,881,736	千円 0	% 2.29	% 0.00	円 12,900	円 0		
64.56%	0.00%	35.44%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 149,705,078	千円 0	103,391	45,893	3,709	340	2,694	145,871	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	徴収回数 回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他	
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 2,173,719	千円 175,438	千円 86,132	千円 4	千円 360,551	1増・②減	千円 5,146	千円 1,546,448	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
千円 1,366,201	千円 0	千円 807,518	千円 0	% 1.98	% 0.00	円 15,600	円 0	
62.85%	0.00%	37.15%	0.00%					
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	
千円 69,000,063	千円 0	44,707	18,026	2,249	1	1,234	51,764	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等 ⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他	

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	2,063,973	44,207,101,611	32,216,426,019	10,492,073,346	1,498,602,246
食事療養・生活療養（再掲）	22,095	630,088,558	332,232,734	290,263,974	7,591,850
食事療養・生活療養	29		129,550	-129,550	0
療養費	2,445	34,645,427	24,404,371	9,795,355	445,701
補装具	925	36,976,675	27,221,556	9,004,676	750,443
柔道整復師	58,041	472,406,881	341,187,016	130,923,478	296,387
アンマ・マッサージ	3,106	104,810,030	76,742,736	22,667,578	5,399,716
ハリ・キュウ	3,128	46,109,440	33,401,490	11,716,917	991,033
その他	6	281,199	217,802	46,368	17,029
小計	67,651	695,229,652	503,174,971	184,154,372	7,900,309
海外療養費（再掲）	16	2,672,176	1,871,038	800,104	1,034
移送費	0	0	0	0	0
計	2,131,653	44,902,331,263	32,719,730,540	10,676,098,168	1,506,502,555

(2) 前期高齢者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,052,737	23,971,852,194	18,043,404,192	5,556,297,978	372,150,024
食事療養・生活療養（再掲）	11,956	318,148,250	156,957,178	158,306,872	2,884,200
食事療養・生活療養	18		79,300	-79,300	0
療養費	26,642	296,029,085	223,438,401	69,105,941	3,484,743
海外療養費（再掲）	4	494,580	346,205	148,375	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,079,397	24,267,881,279	18,266,921,893	5,625,324,619	375,634,767

(3) 70歳以上一般分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	577,309	13,467,209,908	10,719,425,261	2,608,505,806	139,278,841
食事療養・生活療養（再掲）	6,864	180,891,589	90,166,199	88,908,440	1,816,950
食事療養・生活療養	6		33,650	-33,650	0
療養費	14,225	162,587,420	130,068,454	29,853,838	2,665,128
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	591,540	13,629,797,328	10,849,527,365	2,638,325,994	141,943,969

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	88,191	1,767,961,187	1,232,173,821	513,905,862	21,881,504
食事療養・生活療養（再掲）	788	14,087,037	4,462,067	9,360,930	264,040
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	2,235	22,571,824	15,798,455	6,773,369	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	90,426	1,790,533,011	1,247,972,276	520,679,231	21,881,504

(5) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	39,409	507,907,288	404,802,696	22,853,155	80,251,437
食事療養（再掲）	282	3,102,592	958,938	1,451,199	692,455
食事療養	0		0	0	0
療養費	197	3,066,951	2,451,904	104,565	510,482
海外療養費（再掲）	1	5,170	4,136	0	1,034
移送費	0	0	0	0	0
計	39,606	510,974,239	407,254,600	22,957,720	80,761,919

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	13,307	23,255	6,762	9,275	12,401	11,084	6,054	82,138	39,964
	高額療養費(円)	230,514,620	231,530,255	660,799,508	785,637,220	1,766,116,627	385,264,105	628,345,877	4,688,208,212	4,102,472,321
(再掲)前期高齢者分	件数	9,172	22,372	2,834	5,220	6,887	8,758	3,095	58,338	
	高額療養費(円)	137,894,834	191,535,081	278,868,873	422,156,951	977,744,347	251,189,185	258,695,702	2,518,084,973	
(再掲)70歳以上一般分	件数	6,600	21,367	693	2,740	4,389	8,159	2,070	46,018	
	高額療養費(円)	70,817,621	145,504,143	49,989,966	184,472,698	514,158,763	214,386,463	125,574,008	1,304,903,662	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件数	330	434	133	302	308	68	105	1,680	
	高額療養費(円)	14,414,691	14,736,273	21,055,652	25,798,808	59,196,148	4,454,263	12,063,885	151,719,720	
(再掲)未就学児分	件数	4	5	2	0	170	55	53	289	
	高額療養費(円)	68,836	152,438	38,602	0	12,574,015	672,152	9,859,509	23,365,552	
長期高額特定疾病該当者数								545人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	335
給付額(円)	8,214,348

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	387	692	31	0	50,507	51,617
給付額(円)	162,540,000	48,440,000	3,401,760	0	52,433,194	266,814,954

備考		作成者氏名	印
----	--	-------	---

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	24,603 ^件	364,823 ^日	14,817,068,808 ^円
	入院外	1,013,513	1,527,381	15,955,975,037
	歯科	261,110	463,533	3,345,777,208
	小計	1,299,226	2,355,737	34,118,821,053
調剤		756,096	(889,745枚)	8,857,502,450
食事療養・生活療養		(22,095)	(952,737回)	630,088,558
訪問看護		8,651	56,231	600,689,550
合計		2,063,973	2,411,968	44,207,101,611

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	13,274 ^件	185,861 ^日	8,531,912,526 ^円
	入院外	522,372	804,910	8,752,094,415
	歯科	118,722	210,759	1,492,726,550
	小計	654,368	1,201,530	18,776,733,491
調剤		395,863	(461,804枚)	4,676,207,513
食事療養・生活療養		(11,956)	(474,891回)	318,148,250
訪問看護		2,506	18,149	200,762,940
合計		1,052,737	1,219,679	23,971,852,194

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,622 ^件	105,945 ^日	4,903,286,456 ^円
	入院外	286,800	447,356	4,884,205,654
	歯科	62,281	111,346	795,508,770
	小計	356,703	664,647	10,583,000,880
調剤		219,283	(257,193枚)	2,596,569,539
食事療養・生活療養		(6,864)	(270,062回)	180,891,589
訪問看護		1,323	9,582	106,747,900
合計		577,309	674,229	13,467,209,908

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	875 ^件	8,718 ^日	572,197,510 ^円
	入院外	44,432	66,932	658,675,670
	歯科	9,976	17,241	118,412,060
	小計	55,283	92,891	1,349,285,240
調剤		32,770	(37,676枚)	393,922,770
食事療養・生活療養		(788)	(20,601回)	14,087,037
訪問看護		138	984	10,666,140
合計		88,191	93,875	1,767,961,187

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	360 ^件	2,447 ^日	182,143,508 ^円
	入院外	19,961	27,694	189,940,894
	歯科	3,626	4,888	36,949,490
	小計	23,947	35,029	409,033,892
調剤		15,251	(19,289枚)	78,247,224
食事療養		(282)	(4,901回)	3,102,592
訪問看護		211	1,241	17,523,580
合計		39,409	36,270	507,907,288

備考		作成者	
		氏名	印

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 2年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	0	0
	計	1	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	1,265,506	医 療 給 付 費	療養給付費 417,515
保険給付費等交付金(普通交付金)	497,644		療養費 10,664
その他の収入	16,630		小計 428,179
合 計	1,779,780		高額療養費 41,091
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 469,270
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分) 0	
		その他の支出 45,778	
		前年度繰上充用金 0	
		合 計 515,048	

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	125,849	125,849	0	0	0	0
滞納繰越分	3,391,997	1,826,435	0	300,317	1,265,245	0
計	3,517,846	1,952,284	0	300,317	1,265,245	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	402,689	417,515	14,826	0	0
	現年度分(再掲)	402,689	417,515	14,826	0	0
療養費	計	10,664	10,664	0	0	0
	現年度分(再掲)	10,664	10,664	0	0	0
高額療養費		39,328	41,091	1,763	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計			
		100.00%	53.85%	55.50%		
備考					作成者氏名	印

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2 減	千円 82	千円 82
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備 考		作成者	
		氏名	印

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2 減	千円 25	千円 25
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備 考		作成者	
		氏名	印

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2 年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	—	0	2	0

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
療養の給付等	59	575,270	402,689	150,315	22,266	
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0	
食事療養	0	0	0	0	0	
療養費等	診療費	0	0	0	0	
	補装具	0	0	0	0	
	柔道整復師	5	15,235	10,664	4,571	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	5	15,235	10,664	4,571	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計	64	590,505	413,353	154,886	22,266	

（2）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	1	0	0	0	1	0	2	1
	高額療養費(円)	32,982	0	0	0	6,346	0	39,328	6,346
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	-8,000	0	0	-2,800
	入院外	20	22	147,230	14	14	162,170
	歯科	1	2	8,330	16	26	214,360
	小計	21	24	147,560	30	40	373,730
	調剤	4	(5 枚)	33,220	4	(4 枚)	20,760
	食事療養	(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	25	24	180,780	34	40	394,490

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

給 付 別 表 V 表 (1)
(全 体)

(令和2年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分					
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分	
				薬剤一部負担		指定公費(再掲)	
老人医療 (法制 No.41)	0	0	0	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No.51)	2,875,642	11,656,950	8,202,341	2,958,714	0	495,895	
心障医療 (法制 No.80)	326,328,306	2,047,912,300	1,467,291,094	338,089,629	0	242,531,577	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	9,847,340	247,623,300	173,459,000	14,472,993	0	59,691,307	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	1,248,460	17,012,630	12,517,573	1,265,015	0	3,230,042	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	7,612,390	139,039,970	101,500,951	25,539,842	0	11,999,177	
C型肝炎 (法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0	0	0	0	0	0	
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	-18,440	-14,752	0	0	-3,688	
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0	0	0	0		0	
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	15,046,680	457,372,990	320,161,093	14,075,122		123,136,775	
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	903,804	697,704,800	493,266,571	48,846,594	0	155,591,635	
計	363,862,622	3,618,304,500	2,576,383,871	445,247,909	0	596,672,720	

2 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	390	163,800,000

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 V 表 (2)
(70歳以上一般分再掲)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
老人医療 (法制 No.4 1)						
特殊疾病 (法制 No.5 1)	8,620	424,760	339,808	41,368	43,584	
心障医療 (法制 No.8 0)	36,897,253	337,524,840	270,019,872	39,693,054	27,811,914	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	11,096	1,226,900	981,520	11,096	234,284	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	406,948	6,087,320	4,869,856	409,868	807,596	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	2,380,567	41,729,720	33,383,776	7,064,969	1,280,975	
C型肝炎(法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)						
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	900,994	48,732,110	38,985,688	4,690,053	5,056,369	
計	40,605,478	435,725,650	348,580,520	51,910,408	35,234,722	

2 70歳以上一般分の療養の給付に係る指定公費

	金額
当年診療分(訪問看護含む)	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 V 表 (3)
(70 歳 以 上 現 役 並 み 所 得 者 分 再 掲)

(令和2年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)					
特殊疾病 (法制 No.51)	0	19,280	13,496	0	5,784
心障医療 (法制 No.80)	58,715	9,515,260	6,660,682	868,098	1,986,480
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	-6,510	-4,557	-651	-1,302
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	167,370	117,159	0	50,211
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	0	3,589,590	2,512,713	668,691	408,186
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)					
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	-18,030	-12,621	-1,803	-3,606
計	58,715	13,266,960	9,286,872	1,534,335	2,445,753

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 V 表 (4)
(未 就 学 児 分 再 掲)

(令和2年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)					
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)					
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	-18,440	-14,752	0	-3,688
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0	0
計	0	-18,440	-14,752	0	-3,688

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 V 表 (5)
(前 期 高 齢 者 分 再 掲)

(令和2年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他 法 負 担 分	
老人医療 (法制 No.4 1)						
特殊疾病 (法制 No.5 1)	8,620	745,450	564,291	95,600	85,559	
心障医療 (法制 No.8 0)	92,633,586	722,645,830	539,604,565	100,754,249	82,287,016	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	11,096	1,696,010	1,309,897	16,286	369,827	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	549,124	9,906,680	7,543,408	565,679	1,797,593	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	3,821,859	74,318,200	56,195,712	13,247,923	4,874,565	
C型ウイルス肝炎(法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)						
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)						
乳幼児・その他医療 (区市町村単独)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	900,994	93,859,560	70,574,903	8,011,074	15,273,583	
計	97,925,279	903,171,730	675,792,776	122,690,811	104,688,143	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 N 表 (1)
(全 体)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)	0	0	0	/
特殊疾病 (法制 No.5 1)	17,880	12,210	5,670	0
心障医療 (法制 No.8 0)	57,350,441	32,828,181	24,522,260	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	606,636	252,416	354,220	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	156,806	109,766	47,040	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	309,694	102,714	206,980	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	946,741	313,221	633,520	0
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	59,388,198	33,618,508	25,769,690	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分 指定公費(再掲)
訪問看護	8,651	600,689,550	436,427,687	31,905,955	132,355,908

備考					
----	--	--	--	--	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 N 表 (2)
(70歳以上一般分再掲)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)				
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	7,129,414	4,031,474	3,097,940	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	88,836	63,426	25,410	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	185,590	63,710	121,880	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	7,403,840	4,158,610	3,245,230	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分 指定公費(再掲)
訪問看護	1,323	106,747,900	85,940,187	11,283,842	9,523,871

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 N 表 (3)
(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)				
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	25,066	8,046	17,020	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	25,066	8,046	17,020	0

2 訪問看護療養費に係る分

区 分	件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪 問 看 護	138	10,666,140	7,466,298	1,582,890	1,616,952

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		TEL 内線

給 付 別 表 N 表 (4)
(未就学児分再掲)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)	/	/	/	/
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	/	/	/	/
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	/	/	/	/
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	/	/	/	/
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2 訪問看護療養費に係る分

区 分	件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪 問 看 護	211	17,523,580	14,018,864	3,536	3,501,180

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		TEL 内線

給 付 別 表 N 表 (5)
(前期高齢者分再掲)

(令和2年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)				
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	18,632,344	10,673,424	7,958,920	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	88,836	63,426	25,410	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	268,700	87,480	181,220	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	18,989,880	10,824,330	8,165,550	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分 指定公費(再掲)
訪問看護	2,506	200,762,940	152,086,175	19,806,362	28,870,403

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		TEL 内線

給 付 別 表 U 表

〈公常用〉

(令和2年度)

1 高額介護合算療養費 (C表(2)内訳)

	全 体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上 一般分 (再掲)	70歳以上 現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給 付 額	8,214,348	8,107,560	1,145,855	264,830	0

2 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全 体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上 一般分 (再掲)	70歳以上 現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No.41)	0				
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	3,397,583	3,393,472	67,210	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	45,004	45,004	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0				0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0				0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0	0
計	3,442,587	3,438,476	67,210	0	0

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		TEL 内線

年 報 別 表 M 表
(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)
(令和2年度)

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (一般)

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
不当利得 返 還 金	現年度分 A	1,847	19,115,473	1,432	13,371,069	415	5,744,404
	過年度分 B	(0)	(0)				
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		1	6,216	1	6,216	0	0
第三者行 為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
	その他 E	30	229,061	25	185,472	5	43,589
		(0)	(0)				
		747	24,266,985	747	24,266,985	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		2,383	55,135,835	1,873	47,263,519	510	7,872,316

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (退職)

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		2	16,589	2	16,589	0	0
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
第三者行 為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
	その他 E	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		2	16,589	2	16,589	0	0

備考	

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		TEL 内線

令和3年9月 発行

ねりまの国保

令和3年度(2021年度)

令和2年度実績

編集・発行

練馬区 区民部

国保年金課・収納課

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03(5984)4551